

港区子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

（素案）

この素案には、令和元（2019）年11月13日時点で計画している事業を掲載しています。
今後、令和2（2020）年度の予算編成過程において、事業の追加や見直しを行う場合があります。

港 区

目 次

第1章 総論	1
1 計画の策定の背景と目的	3
(1) 背景	3
(2) 目的	3
2 子ども・子育て支援新制度の仕組み	4
(1) 子ども・子育て支援新制度の概要.....	4
(2) 保育の必要性の認定について	6
(3) 幼児教育・保育の無償化について.....	7
3 児童相談所の設置に伴い区が処理する事務.....	8
4 計画の位置づけ.....	9
5 計画の対象	10
6 計画の期間	10
7 計画の策定体制.....	10
第2章 基本的な考え方	11
1 子育て支援に関するこれまでの取組	13
(1) 教育・保育施設等の充実.....	15
(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	15
(3) 子ども・子育て支援の質の向上	15
(4) 在宅での子育て支援の充実	15
(5) 特別な支援を必要とする子育て家庭への支援	16
2 本計画の基本理念	16
3 本計画が目指す将来像	17
4 本計画の基本方針	17
.....	18
第3章 施策内容	19
1 教育・保育提供区域について.....	21
(1) 提供区域の設定	21
(2) 児童人口の推計	21
(3) 区内の幼稚園・保育園等の配置状況.....	22
2 施設・事業の「量の見込み」の算出方法.....	23
3 計画の体系	24
4 事業内容	27
基本方針1 教育・保育施設等の充実	27
基本方針2 地域子ども・子育て支援事業の充実	33
基本方針3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	47
基本方針4 子ども・子育て支援の質の確保.....	49

基本方針 5	産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保	53
基本方針 6	特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実	55
基本方針 7	ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備	61
基本方針 8	放課後対策の総合的な推進	63
基本方針 9	子どもの健全な育成に向けた施策の充実	66
基本方針 10	子どもの未来を応援する施策の充実	70

第4章 推進体制 73

1	計画の推進体制	75
	（1）推進体制	75
	（2）進捗管理	75

資料編 77

1	港区子ども・子育て支援ニーズ調査結果	79
	（1）調査結果の概要	79
2	子どもの未来応援施策の一覧	87
	（1）教育・学習の支援	87
	（2）生活環境の安定の支援	89
	（3）経済的安定の支援	97
	（4）地域で子どもの未来を応援する体制の整備	100

第1章 総論

1 計画の策定の背景と目的

(1) 背景

平成 24 (2012) 年 8 月に、子ども及び子どもを養育する人に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、「子ども・子育て支援法」を中心とする「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 (2015) 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度 (以下「新制度」という。)」が実施されました。

新制度では、全ての子どもを対象とした「子ども・子育て支援」を社会全体で取り組むことを目指し、質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることとして、全ての区市町村が平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度までの 5 年間に計画期間とした子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を推進してきました。

区は、保育園の待機児童解消を区政の最重要課題に位置付け、区立保育園の開設や私立認可保育園の誘致、開設間もない保育園の空きクラスを活用した 1 歳児定員の拡大などに取り組み、平成 31 (2019) 年 4 月に待機児童ゼロを達成しました。一方、区内では用地等の確保が難しいため、民間ビルを活用した園庭のない私立認可保育園等が増え、園児の遊び場所の確保が課題となっています。

平成 28 (2016) 年 6 月には、児童福祉法が改正され、平成 29 (2017) 年 4 月以降、特別区においても児童相談所の設置が可能となったことを受け、区は、児童相談所の設置を決定しました。区内の家庭が生き生きと子育てを楽しむことができるよう、多様な文化や人との出会い・交流や学習の場として子育てを応援するとともに、子どもと家庭の状況に応じた支援機能と児童相談所の専門機能を一体化させ、総合的に支援していくため、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設である (仮称) 港区子ども家庭総合支援センター (令和 3 (2021) 年 4 月開設予定) の整備を進めています。

令和元 (2019) 年 6 月には、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、区市町村に子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努力義務化されるとともに、10 月からは幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

区では、前港区子ども・子育て支援事業計画における取組を踏まえつつ、国等の動向や関係法令の改正、社会経済状況の変化を勘案しながら、今後も見込まれる年少人口の増加に対する適切な教育・保育の提供体制を実現するとともに多様化している子ども・子育て支援をめぐる諸課題に柔軟に対応し、全ての子どもの健やかな育ちと明るい未来を実現する子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に進める必要があります。

(2) 目的

子ども・子育て支援に関する事業を実施するにあたり、幼児期の教育・保育、子育て支援の二一ズを把握し、幼稚園、保育園、地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保、区の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、第 2 期の「港区子ども・子育て支援事業計画 (以下「本計画」という。)」を策定します。

2 子ども・子育て支援新制度の仕組み

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

平成 27 (2015) 年から実施されている新制度では、幼稚園等の幼児教育と、保育を必要とする子どもへの保育を、個人の権利として保障するために、子どものための教育・保育給付制度が導入されるとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施することとしています。

区は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するとともに、事業の円滑な実施に取り組んでいます。

子ども・子育て支援給付

■子どものための教育・保育給付 (小学校に入学する前までの子どもが対象)

- 施設型給付
 - ・幼稚園
 - ・保育園
 - ・認定こども園

- 地域型保育給付
 - ・小規模保育
 - ・居宅訪問型保育
 - ・事業所内保育
 - ・家庭的保育

■子どものための現金給付 (中学校を卒業する前までの子どもが対象)

- 児童手当

■子育てのための施設等利用給付

- 施設等利用費の支給

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 時間外保育事業 (延長保育事業)
- 放課後児童クラブ事業 (学童クラブ事業)
- 子育て短期支援事業
(ショートステイ事業)
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
(子育てひろば事業)
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
(病児・病後児保育事業)
- 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- 妊婦健康診査
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体の参入促進事業

1) 施設型給付

● 幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。園により、教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。

【対象児童】 3歳～就学前

【利用条件】 制限なし

- **保育園**

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。

【対象児童】 0歳～就学前

【利用条件】 共働き世帯など、保護者による家庭での保育が困難であること

- **認定こども園**

従来の幼稚園・保育園の枠組みを超えて、教育と保育を一体的に行います。幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っているのが特徴で、4種類に分類されます。

【対象児童】 0歳～就学前

【利用条件】 制限なし（希望するサービスによって条件が異なります）

【認定こども園の種類と内容】

区 分	内 容
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として認定こども園としての機能を果たす。
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす。
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たす。

※区では、令和2（2020）年3月末時点で、保育所型の認定こども園を1箇所実施しています。

2) 地域型保育給付

0～2歳の子どもを対象に、地域の様々な資源を活用して保育の場を提供する事業（以下「地域型保育事業」という。）を実施します。

- **小規模保育事業**

家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数（6人～19人）を対象にきめ細かな保育を行います。

- **居宅訪問型保育事業**

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅にベビーシッターや保育士が訪問して1対1で保育を行います。

- **事業所内保育事業**

事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

- **家庭的保育事業**

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

※区では、保育の質の確保などの課題があることから、実施していません。

(2) 保育の必要性の認定について

幼稚園、保育園や地域型保育事業の利用においては、保育の必要性の認定区分に応じて、利用できる事業が異なります。

1) 認定区分

認定区分	対象となる子ども	保育の必要量	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などで、家庭での保育が困難な子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などで、家庭での保育が困難な子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園、認定こども園 地域型保育事業

保育短時間：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

保育標準時間：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）

2) 保育を必要とする事由

保育園などで保育を必要とする認定区分（2号認定、3号認定）については、保護者のそれぞれが次のいずれかに該当することで認定されます。

- 就労（月48時間以上）
- 妊娠、出産
- 疾病、障害
- 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

(3) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年（2019）年 10 月より、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する 3 歳～5 歳の子ども、住民税非課税世帯等の 0 歳～2 歳の子どもの保育料が無償化されました。

幼児教育・保育の無償化の主な対象となる 3 歳～5 歳の子どもについては、すでに教育・保育施設等に通っている場合が多いことから、幼児教育・保育の無償化によって新たに施設の利用希望が増加することは見込んでいません。

また、就園先の決定に当たっては、経済的な負担感よりも保護者の就労状況が影響すると考えられ、保育料の無償化が幼稚園と保育園等への利用意向に大きく影響するものではないと想定していますが、各施設等の毎年の利用状況を確認するなど、無償化後の保護者の動向について、今後も注視していく必要があります。

なお、保育園では、これまで基本の保育料には給食費などが含まれており、負担能力に応じて区が保護者から徴収していました。令和元（2019）年 10 月の幼児教育・保育の無償化の開始に合わせ、食事の提供に要する経費は、在宅子育て世帯においてもかかる経費であり、これまでも区では、高齢者や障害者のサービスにおいても食事の提供に要する経費はご負担いただいているなど、他の行政サービスとの受益者負担の公平性にも配慮する必要があることから保育園については給食費を徴収することとしています。

1) 認可保育園、認定こども園、港区保育室を利用する場合

【対象児童】 保育の必要性の認定事由に該当する 3 歳～5 歳の全ての子ども
住民税非課税世帯の 0 歳～2 歳の子ども

【無償化の内容】 保育料の無償化（給食費・延長保育料・送迎費・行事費などは無償化の範囲外）

【対象施設】 認可保育園、認定こども園、港区保育室

2) 認証保育所や認可外保育施設等を利用する場合

【対象児童】 保育の必要性の認定事由に該当する 3 歳～5 歳の全ての子ども
住民税非課税世帯の 0 歳～2 歳の子ども

【無償化の内容】 月額利用料（上限あり）

【対象施設】 認証保育所、認可外保育施設、みなと保育サポート、一時預かり事業
病児保育室、派遣型一時保育事業、育児サポート子むすび（ファミリー・サポート・センター事業）

3) 幼稚園を利用する場合

【対象児童】 区立・私立幼稚園に通う全ての子ども

【無償化の内容】 区立幼稚園：保育料の無償化
私立幼稚園：区内私立幼稚園平均保育料額まで無償化（区の独自助成含む）

4) 障害児通所支援を利用する場合

【対象児童】 障害児通所支援を利用する 3 歳～5 歳の全ての子ども

【無償化の内容】 児童福祉法に基づくサービス費用の利用者負担額（食費等の実費負担は範囲外）

3 児童相談所の設置に伴い区が処理する事務

児童相談所は、児童福祉行政の中核として、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等を的確に捉えるとともに、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う行政機関として設置されるものです。

こうしたことから、児童相談所を設置する市（特別区を含む。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要です。

令和3（2021）年度に、区が児童相談所を設置することに伴い、現在東京都が処理している次の事務を区が処理することとなります。

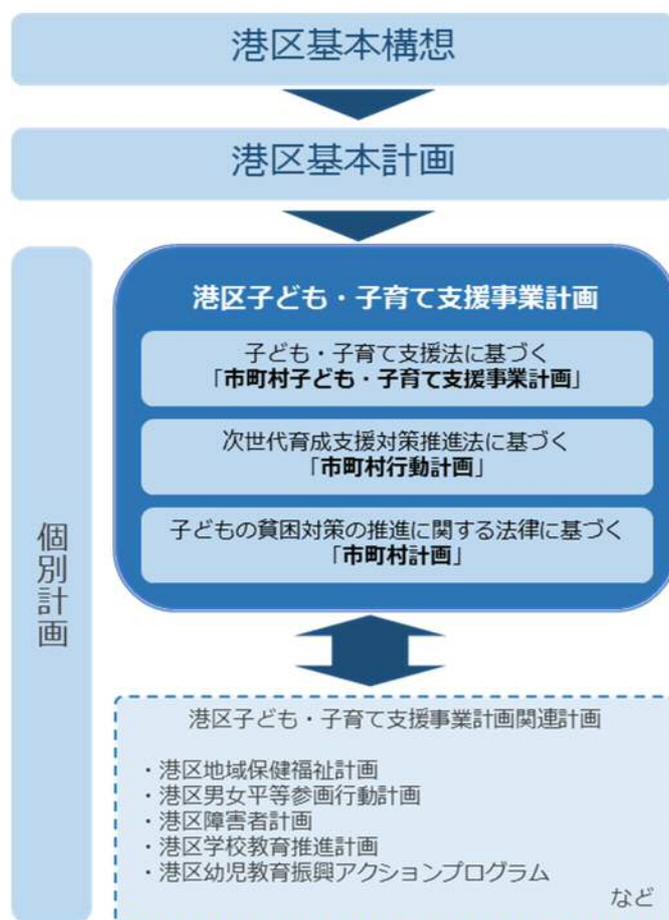
	事務	内容
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子どもや妊産婦、母子家庭、知的障害者、母子保健などに関する事項について、実態の把握と審議を行い、関係機関への課題の共有を行います。
2	里親に関する事務	希望者に対して、里親としての適性などを確認して、認定を行います。
3	児童委員に関する事務	児童委員の能力の向上に向けた指導・研修を行います。
4	指定療育機関に関する事務	結核罹患児童の医療に係る療育の給付及び給付事務を委託する病院を指定します。
5	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	小児慢性特定疾病医療費の支給、医療機関の指定などを行います。
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費、障害児施設医療費の支給を行います。
7	児童自立生活支援事業に関する事務	事業者からの届出に関することや、検査などを行います。
8	児童福祉施設に関する事務	施設の設置認可、報告の徴収などを行います。
9	認可外保育施設に関する事務	施設への指導・監督を行います。
10	小規模住居型養育事業に関する事務	事業者からの届出に関することや、検査などを行います。
11	障害児通所支援事業に関する事務	事業者からの届出に関することや、検査などを行います。
12	一時預かり事業に関する事務	事業者からの届出に関することや、検査などを行います。
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害児入所施設や、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援事業者の情報公開を行います。
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	民間あっせん機関の許可、指導及び助言、検査、制度周知等を行います。
15	特別児童扶養手当に係る判定事務	特別児童扶養手当の申請に必要な認定診断書を作成します。
16	療育手帳に係る判定事務	18歳未満の子どもへの愛の手帳（療育手帳）の交付に必要な、知的障害の有無や程度の判定、報告を行います。

4 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定することが可能なことから、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」、令和元（2019）年 6 月に改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村計画」の 3 つの計画を一体的な計画として策定します。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針で示されている、母性の健康の確保及び増進、子育てを支援する生活環境の整備、地域における子育ての支援の記載事項については、子ども・子育て支援法の基本指針にはない記載事項であるため、該当する区の重点施策について、本計画に記載します。



5 計画の対象

本計画は、子どもとその家庭、地域、事業所、行政、その他子ども・子育て支援に関する団体等を対象としています。

6 計画の期間

本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法に基づき、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

なお、次世代育成支援対策推進法は平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間の時限立法であることから、本計画に含まれる市町村行動計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの後期計画として策定します。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画も5年間とします。

7 計画の策定体制

区では、平成25（2013）年6月、港区における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子どもの保護者や学識経験者、子ども・子育て支援関係団体の代表者等で構成する港区子ども・子育て会議を条例により設置しました。

港区子ども・子育て会議では、十分かつ活発な議論と慎重な審議を重ね、本計画策定にあたっての意見を区長に答申するとともに、検討案について専門的な立場からの意見や地域の実態を踏まえた意見をいただき、本計画に反映しました。

なお、本計画の策定にあたっては、平成30（2018）年度に港区子ども・子育て支援ニーズ調査を実施するとともに、庁内では副区長を会長とし部長級職員で構成する港区子育て支援推進会議等で検討を行いました。

【港区子ども・子育て会議からの答申と本計画への反映状況】

港区子ども・子育て会議からの答申	本計画への反映（主な計画事業）	該当頁
1 保育園や学童クラブ定員の拡大、在宅子育て家庭に対する支援の拡充などに努め、子ども・子育て支援を必要とする人が公平・適切な支援が受けられる環境づくりをさらに推進すること。	一時預かり事業の推進	42
	新たな認定こども園を設置する場合における整備・運営手法等の検討	47
	育児休業からの復帰後の入所支援の充実	54
2 子どもの遊び場の確保に努めるとともに、子育て支援施設に対する指導などを適切に行い、子ども・子育て支援の質のさらなる向上を図ること。	指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上	50
	保育従事職員の確保・定着の支援	50
	保育施設における外遊びの支援	50
	学童クラブ事業の質の向上	51
3 特別な支援が必要な子どもの状況に応じて、一人ひとりの子どもに対して適切な支援が行える体制のさらなる強化を図ること。	医療的ケア児・重症心身障害児の放課後対策の充実	59
	障害児保育の充実	59
	幼稚園における特別支援教育の充実	60

第2章 基本的な考え方

1 子育て支援に関するこれまでの取組

区では、「港区子ども・子育て支援事業計画（平成 27（2015）年度～令和元（2019）年度）」において計上した施策を着実に実施し、効果的な取組を推進してきました。

事業の進捗状況

計画に計上した 101 事業の平成 30（2018）年度までの進捗状況は次のとおりです。一部の事業を除き、ほぼすべての事業を当初計画どおり実施しました。

基本方針	事業数	平成 30(2018)年度進捗状況評価			
		当初計画 どおり	当初計画 遅延	未着手	事務の 見直し
教育・保育施設等の充実	9	9	-	-	-
地域子ども・子育て支援事業の充実	13	13	-	-	-
教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	2	2	-	-	-
子ども・子育て支援の質の確保	19	18	-	1 ^{※1}	-
産後休業後及び育児休業後における円滑な事業利用の確保	2	2	-	-	-
特別な支援が必要な家庭や子どもの施策	22	22	-	-	-
ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備	9	9	-	-	-
放課後対策の総合的な推進	7	6	-	-	1
子どもの健全な育成に向けた施策の推進	18	15	1 ^{※2}	-	2
合計	101	96	1	1	3

※1 「学童クラブ事業における民間活力の導入」については、民間事業者からの参入希望が無かったことによるものです

※2 「快適な公衆・公園トイレの整備」については、工事契約が不調となったことによるものです。

幼児教育及び保育の量の見込みと確保策

幼児教育、保育の平成 27（2015）年度及び平成 30（2018）年度の実績は次のとおりです。幼児教育、保育ともに需要を満たす定員を確保しました。

<幼児教育の計画>

区分	H27 年度 2015 年度	H30 年度 2018 年度
見込み	3,071 人	3,414 人
確保策	3,326 人	3,524 人

<幼児教育の実績>

区分	H27 年度 2015 年度	計画と 実績の差	H30 年度 2018 年度	計画と 実績の差
需 要	2,964 人	▲107 人	3,080 人	▲334 人
確保策	3,314 人	▲12 人	3,471 人	▲53 人

<保育の計画>

区分	H27 年度 2015 年度	H30 年度 2018 年度
見込み	5,765 人	6,382 人
確保策	6,638 人	7,242 人

<保育の実績>

区分	H27 年度 2015 年度	計画と 実績の差	H30 年度 2018 年度	計画と 実績の差
需 要	5,485 人	▲280 人	7,489 人	1,107 人
確保策	6,638 人	-人	7,856 人	614 人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

地域子ども・子育て支援事業の平成30（2018）年度の実績は次のとおりです。すべての事業で需要を満たす定員を確保しました。

事業名	単位	区分	<計画>		<実績>		差
			H30年度	2018年度	H30年度	2018年度	
利用者支援事業	箇所	見込み/需要	7	7	7	7	-
		確保策	7	7	7	7	-
時間外保育事業 (延長保育事業)	人	見込み/需要	957	1,123	1,123	1,123	166
		確保策	1,131	1,314	1,314	1,314	183
放課後児童クラブ事業 (学童クラブ事業)	人	見込み/需要	2,401	2,931	2,931	2,931	530
		確保策	2,633	3,172	3,172	3,172	539
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	人日/年	見込み/需要	1,139	1,826	1,826	1,826	687
		確保策	4,550	4,550	4,550	4,550	-
乳児家庭全戸訪問事業	回	見込み/需要	2,841	2,468	2,468	2,468	▲373
		確保策	2,841	2,468	2,468	2,468	▲373
養育支援訪問事業	回	見込み/需要	4,156	4,762	4,762	4,762	606
		確保策	4,156	4,762	4,762	4,762	606
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	人回/年	見込み/需要	235,528	295,949	295,949	295,949	60,421
		確保策	342,845	342,845	342,845	342,845	-
一時預かり事業 (幼稚園等の預かり保育)	人日/年	見込み/需要	51,456	36,283	36,283	36,283	▲15,173
		確保策	52,920	53,527	53,527	53,527	607
一時預かり事業 (幼稚園等の預かり保育以外)	人日/年	見込み/需要	82,828	73,627	73,627	73,627	▲9,201
		確保策	114,246	114,246	114,246	114,246	-
病児・病後児保育事業	人日/年	見込み/需要	3,947	4,312	4,312	4,312	365
		確保策	4,392	5,328	5,328	5,328	936
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	人日/年	見込み/需要	4,456	1,588	1,588	1,588	▲2,868
		確保策	4,456	1,588	1,588	1,588	▲2,868
妊婦健康診査	人 (交付対象者)	見込み/需要	3,591	3,153	3,153	3,153	▲438
		確保策	3,591	3,153	3,153	3,153	▲438
	回 (受診回数)	見込み/需要	32,951	33,334	33,334	33,334	383
		確保策	32,951	33,334	33,334	33,334	383

主な取組の成果

平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度までの主な取組の成果は次のとおりです。

（1）教育・保育施設等の充実

平成 29（2017）年 4 月から「待機児童解消緊急対策」に取り組み、平成 31（2019）年 4 月までの 2 年間に 1,168 人の保育定員を拡大した結果、保育総定員は 8,447 人となり、平成 31（2019）年 4 月に待機児童ゼロを達成しました。

幼稚園については、区立幼稚園の定員拡大を段階的に進めるなど、公私立幼稚園全体で入園希望者の受入体制を確保してきました。

認定こども園については、平成 28（2016）年 4 月に区立芝浦アイランドこども園を保育所型認定こども園へ移行し、教育・保育の一体的な提供に向けた取組を推進してきました。

（2）地域子ども・子育て支援事業の充実

在宅での子育て家庭に対する子育てひろばや一時預かりを実施している「あっぴい」を区内 3 箇所に新設し、9 箇所に拡充してきました。

また、病児・病後児保育室の定員超過に対応するために、新規に 2 箇所を開設し 6 箇所に拡充するとともに、既存施設の定員増を検討し、緊急時保育の量的確保を推進してきました。

さらに、保護者が共働きである児童を預かる学童クラブの整備を進めるとともに、小学校内に設置する「放課 GO→」・「放課 GO→クラブ」の整備を進めるなど就学児の放課後の居場所づくりに取り組み、平成 31（2019）年 4 月までに総定員を 3,249 人としました。

（3）子ども・子育て支援の質の向上

子ども・子育て支援法に基づく指導検査・訪問指導について、東京都と連携して指導・監督の強化に取り組んできました。また、保育士の質の向上を図るため、ベテラン保育士による巡回指導や公立・私立認可保育園の保育士を対象とした研修を行ってきました。

また、令和元（2019）年 5 月に滋賀県大津市で発生した保育園児の散歩中における自動車事故を踏まえ、区内の公立・私立の幼稚園・保育園の散歩ルートの一斉点検を行うなど、散歩中の安全確保を推進してきました。

（4）在宅での子育て支援の充実

子育てひろば 3 箇所の整備による子育て家庭の交流の場の充実を図るとともに、「保育園であそぼう」、「未就園児の会」といった保育園や幼稚園を活用して、在宅で子育てを行う家庭への子育て情報や育児相談の場を提供してきました。

また、育児休業明けの就労の不安を解消するために、入所予約制度の対象施設を 26 施設（平成 27（2015）年度）から 29 施設（令和元（2019）年度）に拡充し、多くの保護者が育児休業を取得しやすい環境づくりを推進してきました。

(5) 特別な支援を必要とする子育て家庭への支援

障害のある児童の保育に関する研修を、医師や臨床心理士などの専門家を交えて実施し、保育園におけるケアの充実を図りました。また、既存の保育園等では受け入れが困難であった医療的ケア児や障害児に対応するために、令和2（2020）年1月に区立元麻布保育園を整備し、特別なケアを必要とする児童の受入体制を整えてきました。

さらに、児童虐待やいじめ、不登校、居所不明児童への対策については、要保護児童対策協議会との連携を強化して、必要な支援を効果的に活用できるように取り組んできました。令和3（2021）年度に開設する（仮称）港区子ども家庭総合支援センターは、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の機能をもつ包括的な子育て支援拠点とすることで、妊娠期から自立まで、子どもの成長段階において切れ目なく対応するための拠点整備に取り組んできました。

2 本計画の基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、地域及び社会全体が、子どもの健やかな育ちや子育てを支援していく環境を整備していくことが重要です。

また、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援を良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

区は、港区基本計画の重点課題に「多様な人が共生する地域社会の実現に向けた取組の推進」を掲げています。国籍や障害の有無、家族の状況によって左右されることなく、港区に住む全ての子どもと子育て家庭が安心して心豊かに過ごせる地域共生社会を実現していくためには、家庭や地域における身近な支援に限らず、関連する諸制度との連携を図りながら適切な保護や援助を行うことで、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する必要があります。

なお、子ども・子育て支援とは、保護者による育児を代替するものではなく、保護者が子育てについての責任を果たし、子育ての権利を受け取ることが可能となるよう、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域の担い手を育成する基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本計画においても、「子どもの最善の利益」の実現を念頭に、子育て家庭を地域全体が協働して支援することにより、子どもが自立し、健やかに成長できる環境の実現をめざします。

そして、幼稚園や保育園等を利用する家庭だけでなく、在宅で子育てする家庭も含めた全ての子育て家庭に向けて、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んでいきます。

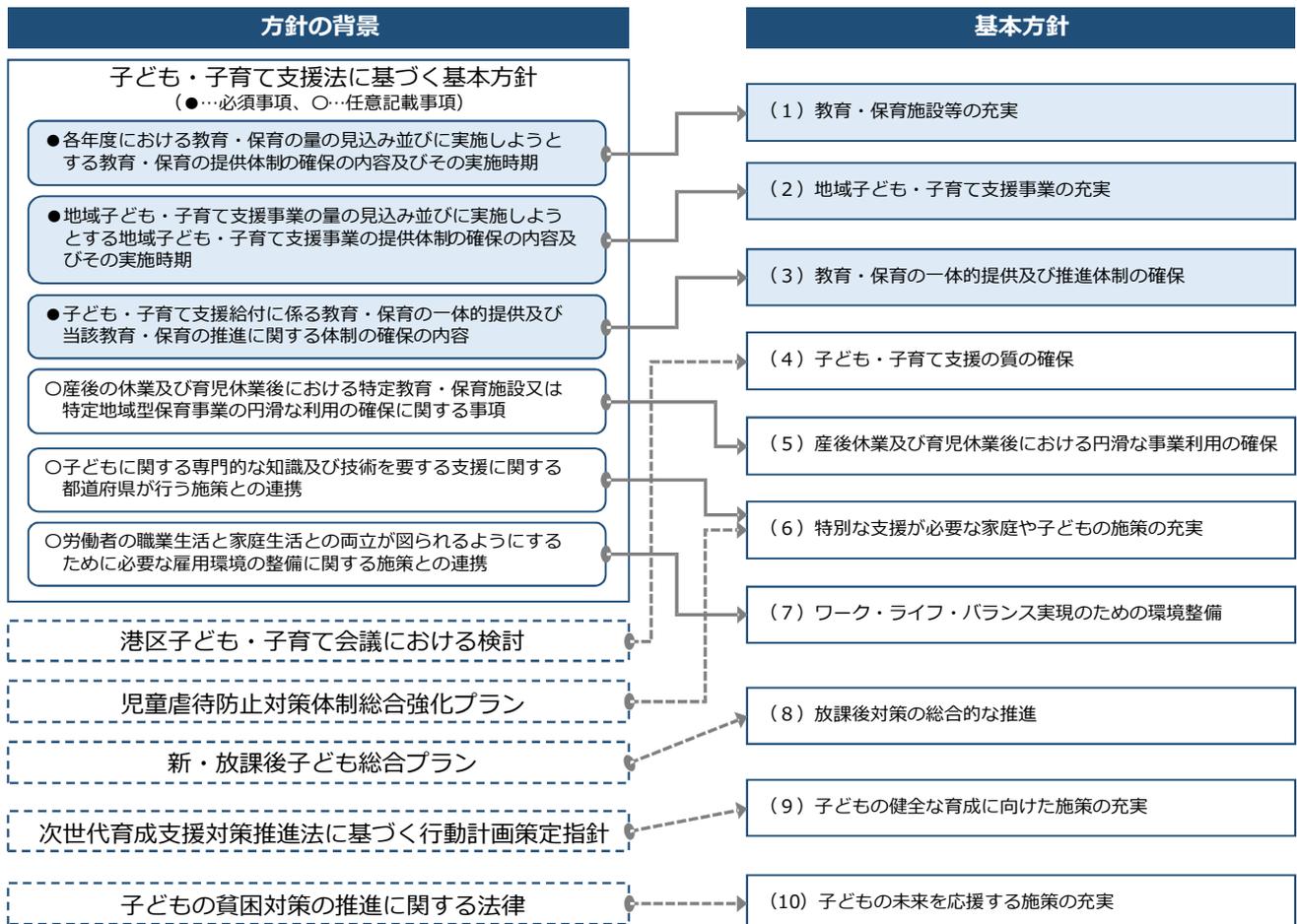
3 本計画が目指す将来像

区では、子ども・子育て支援をめぐる区の現状や本計画の基本理念を踏まえ、前計画で定めた将来像を継承し、引き続き子ども・子育て支援の更なる充実と質の向上に取り組みます。

安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが
健やかに成長できる地域共生社会

4 本計画の基本方針

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針、関係法令等の改正、港区子ども・子育て会議における検討、港区基本計画等を踏まえ、前計画において定めた9つの基本方針に、新たに「子どもの未来を応援する施策の推進」を追加し、10の基本方針を定めます。



目指す将来像

安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが
健やかに成長できる地域共生社会

基本方針 1

教育・保育施設等の充実

今後の就学前人口の増加、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望、保護者の就労状況及びその変化を十分に踏まえた上で、教育・保育を提供するための施設等の充実を図ります。

基本方針 2

地域子ども・子育て支援事業の充実

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を目指し、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定め、安心して子育てができる環境整備を図ります。

基本方針 3

教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

区立芝浦アイランドこども園における教育・保育の一体的提供体制を継続するとともに、保育園、幼稚園及び小学校が連携して、就学前教育の充実を図ります。

基本方針 4

子ども・子育て支援の質の確保

研修の充実等による職員等の資質の向上、保育人材の確保・定着に向けた処遇改善、子育て支援施設に対する適切な指導監督を通じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供します。

基本方針 5

産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者が、休業明けに希望に応じて円滑に保育サービスが利用できるよう、情報提供や入所予約制度を充実します。

基本方針 6

特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実

児童虐待、社会的養護、ひとり親、障害等、特別な支援が必要な家庭や子どもへの支援体制を強化します。

基本方針 7

ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備

国、東京都、地域の企業、労働者団体、民間団体等と相互に連携し、協力し合いながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を図ります。

基本方針 8

放課後対策の総合的な推進

放課後に子どもが安全に安心して過ごすことのできる場を確保するため、子どもの居場所づくりを推進します。

基本方針 9

子どもの健全な育成に向けた施策の充実

子どもが健やかに成長できるよう、区内の児童遊園等の整備、環境学習の支援を推進していきます。また、子ども・若者の健やかな育成のための支援や取組を関係機関が連携して推進します。

基本方針 10

子どもの未来を応援する施策の充実

全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず夢と希望を持って成長できるよう、「教育・学習」「生活環境」「経済的安定」の支援の充実を図るとともに、地域が一体となって施策を推進していく体制を整備します。

第3章 施策内容

1 教育・保育提供区域について

(1) 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育提供区域」を設定することを義務付けており、この「教育・保育提供区域」に基づき、本計画における施設・事業の「量の見込み」及び「確保策」を決定するとともに、地域型保育事業の認可の際に需給調整を判断します。

<子ども・子育て支援法に基づく区域設定にあたっての視点>

- 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと。
- 現在の教育・保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に対応できること。
- 利用者が利用しやすい範囲で施設の整備が可能であること。
- 居住エリア以外（通勤途上等）での利用ニーズにも柔軟に対応できること。
- 今後の待機児童数等の推移が不確定な中で、需要推計を比較的立てやすいこと。
- 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと。

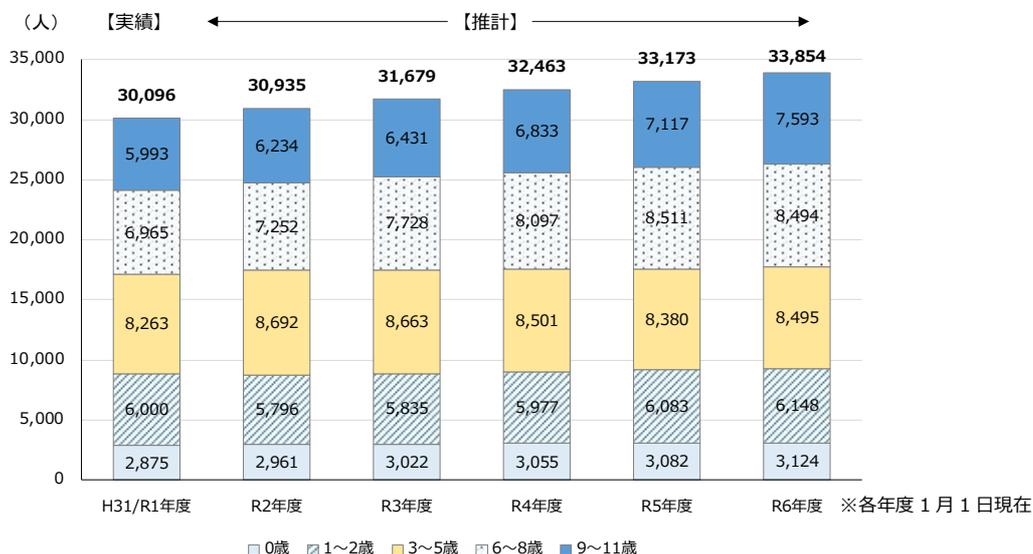
前計画では、比較的交通機関が発達していることや、居住地区を越えた施設利用がある現状等を踏まえ、港区全域を一つの区域としました。

教育・保育提供区域を一つに設定することにより、地区の境界付近に居住する方や勤務地等の都合、教育・保育内容の特性を踏まえた選択で、居住地区以外の施設・事業を希望するニーズに柔軟に対応できるとともに、事業等の認可申請に対して、他の地区との需給調整をすることなく認可することができます。

前計画から上記の状況に変化はないことから、本計画においても、引き続き、港区全域を一つの区域とします。

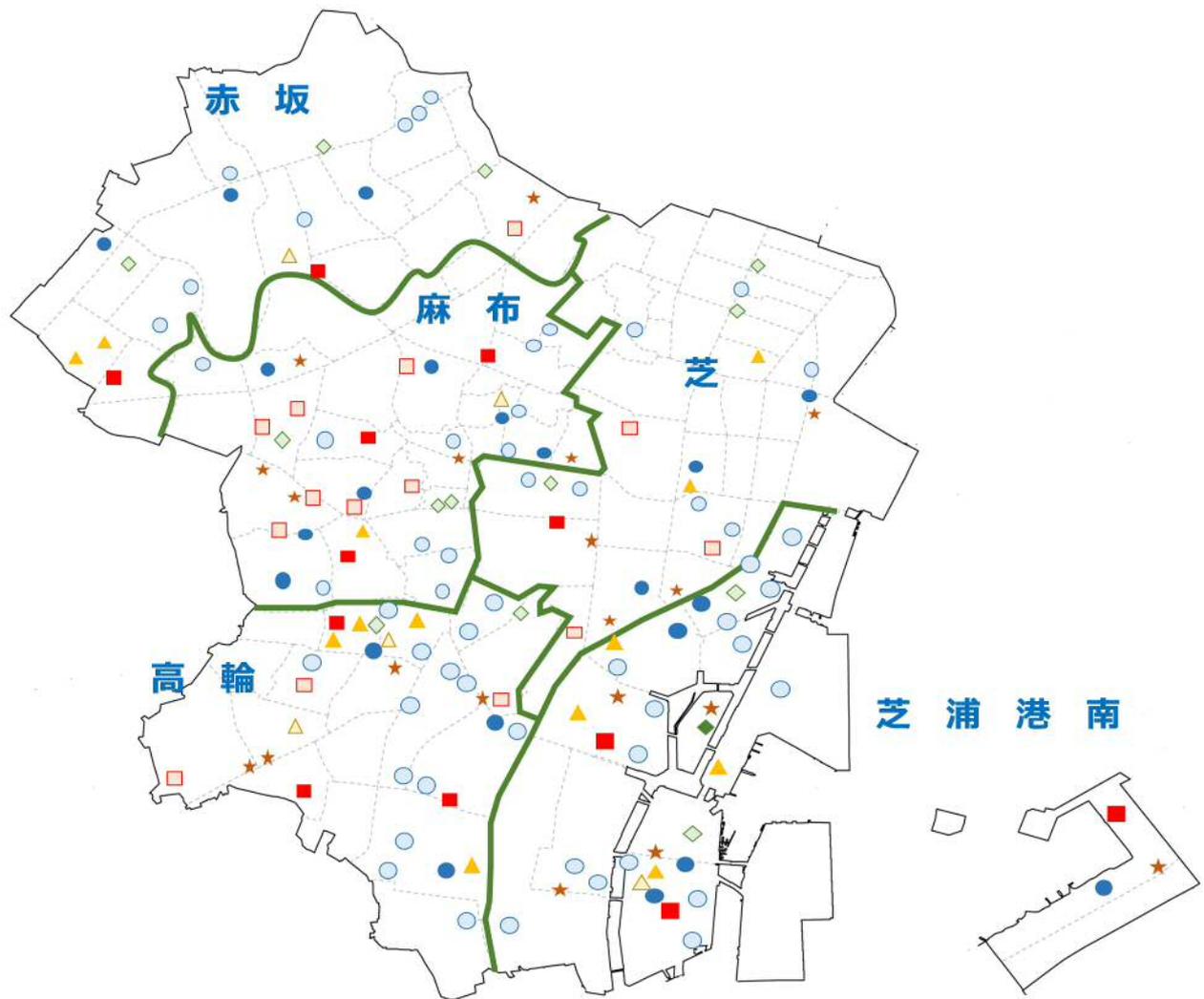
(2) 児童人口の推計

平成 31（2019）年 3 月の港区人口推計では、令和 6（2024）年までの 0～11 歳人口は経年で増加することが見込まれています。



(3) 区内の幼稚園・保育園等の配置状況

区内の幼稚園・保育園等の施設の地区ごとの配置状況は、令和2（2020）年4月1日時点で以下の通りです。



(箇所)

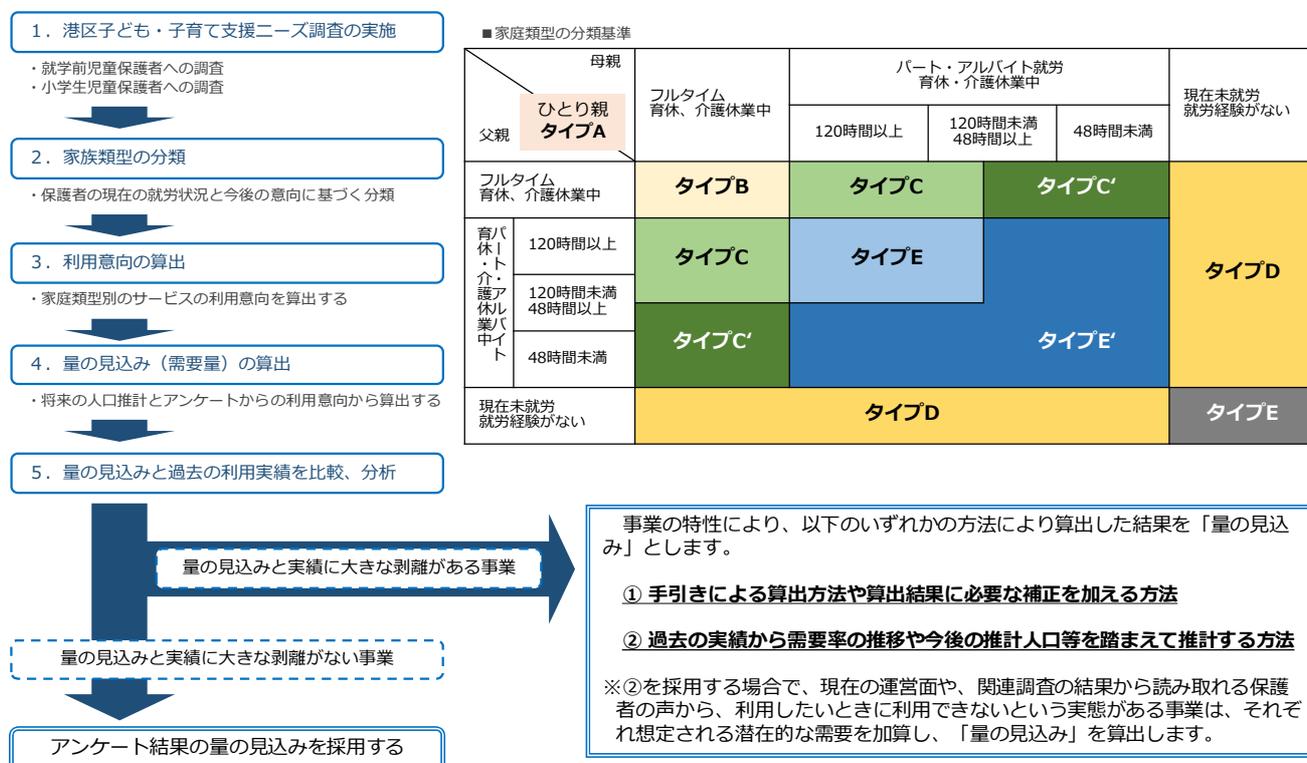
記号	施設区分	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	合計
■	区立幼稚園	1	3	2	3	3	12
□	私立幼稚園	3	7	1	3	0	14
●	区立認可保育園	3	7	3	3	5	21
○	私立認可保育園	7	11	7	14	15	54
◆	認定こども園	0	0	0	0	1	1
▲	港区保育室	2	1	2	4	4	13
◇	地域型保育事業	3	3	3	2	2	13
★	認証保育所	4	5	1	4	5	19
△	みなと保育サポート	0	1	1	2	1	5
合計		23	38	20	35	36	152

2 施設・事業の「量の見込み」の算出方法

本計画では、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の施策内容について、計画期間における各年度の「量の見込み（需要量）」を算出し、それに対する「確保策」を示します（第3章4参照）。

「量の見込み」については、子ども・子育て支援法の基本指針において、現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。

本計画では、平成30（2018）年度に実施した「港区子ども・子育て支援ニーズ調査」を基に以下の手順で推計を行い、現在の教育・保育施設、地域子育て支援事業等の利用状況から必要に応じて補正を行いました。



※港区子ども・子育て支援ニーズ調査の対象外となっている事業（利用者支援事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査等）についても、これまでの実績を基に過去の需要率の推移や今後の推計人口等を踏まえ「量の見込み」を算出

3 計画の体系

基本方針1 教育・保育施設等の充実

P.27

(1) 幼児教育（1号認定及び2号認定のうち共働きで幼稚園を利用している者） P.28

(2) 保育（2号認定のうち共働きで幼稚園を利用していない者、3号認定） P.30

基本方針2 地域子ども・子育て支援事業の充実

P.33

(1) 利用者支援事業 P.34

(2) 時間外保育事業（延長保育事業） P.35

(3) 放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業） P.36

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） P.37

(5) 乳児家庭全戸訪問事業 P.38

(6) 養育支援訪問事業 P.39

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業） P.40

(8) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育） P.41

(9) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育以外） P.42

(10) 病児・病後児保育事業 P.43

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） P.44

(12) 妊婦健康診査 P.45

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 P.46

基本方針3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

P.47

(1) 教育・保育の一体的提供

P.47

(2) 教育・保育の推進体制

P.48

基本方針4 子ども・子育て支援の質の確保

P.49

(1) 子ども・子育て支援体制の強化に向けた環境整備

P.49

(2) 教育・保育等の質の確保

P.50

(3) 就学児童の居場所づくりにおける質の確保

P.51

(4) 在宅子育て家庭への支援

P.52

基本方針5 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保

P.53

基本方針6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実

P.55

(1) (仮称) 港区子ども家庭総合支援センターの整備

P.55

(2) 児童虐待防止対策等の充実

P.56

(3) 社会的養護体制の充実

P.58

(4) ひとり親家庭支援の充実

P.59

(5) 障害児施策の充実

P.59

基本方針7 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備

P.61

(1) 父親の子育てへの参加の推進

P.61

(2) 事業所への支援等

P.62

(3) 区職員のワーク・ライフ・バランスの取組

P.62

基本方針 8 放課後対策の総合的な推進

P.63

- (1) 学童クラブの令和6(2024)年度に達成されるべき目標事業量 P.64
- (2) 放課GO→クラブの令和6(2024)年度に達成されるべき目標事業量 P.64
- (3) 放課GO→の令和6(2024)年度までの整備計画 P.64
- (4) 放課GO→及び学童クラブの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策 P.65
- (5) 小学校の余裕教室等の学童クラブ及び放課GO→への活用に関する具体的な方策 P.65
- (6) 学童クラブ及び放課GO→の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 P.65
- (7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 P.65
- (8) 地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組 P.65

基本方針 9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実

P.66

- (1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備 P.66
- (2) 青少年の健全育成のための支援 P.68
- (3) 地域における子ども・子育て支援の取組 P.68

基本方針 10 子どもの未来を応援する施策の充実

P.70

- (1) 教育・学習の支援 P.70
- (2) 生活環境の安定の支援 P.71
- (3) 経済的安定の支援 P.71
- (4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備 P.72

4 事業内容

基本方針1 教育・保育施設等の充実

今後の就学前人口の増加、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望、保護者の就労状況及びその変化を十分に踏まえた上で、教育・保育を提供するための施設等の充実に図ります。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- 区の0～5歳の人口は増加しており、平成27（2015）年の14,739人に対して平成31（2019）年は17,138人となり16.3%増となっています。
- 今後の区の就学前人口は、推計人口をみても増加傾向にあり、令和元（2019）年から令和6（2024）年にかけて0～5歳で3.7%増の見込みとなっています。
- ニーズ調査結果によると、「平日の定期的な教育・保育事業」の利用は、0歳児で24.8%、1・2歳児で76.1%、3歳以上では96.9%、0～5歳全体で73.9%となっています。前回調査時の平成25（2013）年における0～5歳の利用率は63.9%となっており、教育・保育の利用はこの5年間で10ポイント増加しています。
- 母親の就労状況を見ると、前回調査時（平成25（2013）年）は「フルタイム」や「パート」など就労率が53.6%に対して、今回調査時（平成30（2018）年）は68.5%と大幅に増加しています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 就学前人口の増加に加えて、保護者の就労率が高くなっており、教育・保育に対するさらなるニーズの高まりに対応する必要があります。
- 保護者の就労形態や子育てへのニーズの多様化が進んでいることから、保護者が必要としている教育・保育を選択できるよう、ニーズの変化を把握し対応していく必要があります。
- 区立幼稚園においては、抽選が多く発生する3歳児を中心に定員拡大を行い、その結果、抽選実施園が減少し、3歳児定員に空きのある園も出てきています。しかし、一部の園において、依然として応募倍率が高い状況にあります。
- 区のこれまでの保育定員拡大の取組により、平成31（2019）年4月1日時点の待機児童数はゼロになりました。しかし、その後待機児童は再び生じており、区の就学前人口は今後も増加していくと予測されています。
- 区内では保育施設の空白地域があるなど、保育施設の配置に偏りが生じている状況です。今後は、より保育ニーズの高い地域を精査しながら、保育定員を拡大していく必要があります。

(1) 幼児教育（1号認定及び2号認定のうち共働きで幼稚園を利用している者）

事業内容

幼稚園等において、3歳から小学校就学前までの幼児に対し、その心身の発達を助長することを目的とした教育を行っています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

平成 26（2014）年 2 月策定「港区幼稚園教育振興方針」で示した推計手法を用い、推計人口に直近令和元（2019）年 5 月の幼稚園就園状況から算出する需要率を乗じて算出します。ただし、これまでの需要率減少傾向を考慮し、過去 3 年間の需要率の減少幅（平均 1.1%）を令和 4（2022）年度まで各年逡減した需要率（令和 2（2020）年度 36.4%、令和 3（2021）年度 35.3%、令和 4（2022）年度以降 34.2%）を乗じます。

※ 2号認定のうち、共働きで幼稚園を利用している者については、国の手引きによる方法で算出した量の見込みを幼児教育全体の量の見込みの内訳として採用しています。

※ 幼児教育・保育の無償化については、量の見込みの算出において影響がないと見込んでいます。

確保の方策

令和元（2019）年 5 月時点で、区立幼稚園 12 園、私立幼稚園 14 園、区立認定こども園 1 園、特別支援学校幼稚部 1 園により、1号認定の定員を 3,613 人確保しています。区全体での定員枠は確保されているものの、希望する幼稚園に入れず待機している幼児がいる地域もあることから、そのような地域に重点を置いて、土地の確保を含めた区立幼稚園の定員増について検討するとともに、区内の私立幼稚園に対して、定員拡大と、より多くの港区在住の幼児の受け入れについて要請し、公私立幼稚園全体で必要な定員を確保していきます。

(人)

幼児教育		R 元年度 2019 年度		R 2 年度 2020 年度		R 3 年度 2021 年度		R 4 年度 2022 年度		R 5 年度 2023 年度		R 6 年度 2024 年度	
		1 号	2 号 (幼児教育)	1 号	2 号 (幼児教育)	1 号	2 号 (幼児教育)	1 号	2 号 (幼児教育)	1 号	2 号 (幼児教育)	1 号	2 号 (幼児教育)
① 見込み	認定別			2,555	615	2,457	613	2,319	601	2,281	593	2,311	601
	合計			3,170		3,070		2,920		2,874		2,912	
② 確保策	特定教育・保育施設	1,706		3,613 (※)		3,613 (※)		3,613 (※)		3,613 (※)		3,613 (※)	
	私学助成幼稚園	1,907											
過不足 (②-①)				443		543		693		739		701	
箇所数		28 箇所		28 箇所		28 箇所		28 箇所		28 箇所		28 箇所	

※ 表中の「見込み」、「確保策」及び「箇所数」は、各年度の 5 月 1 日を基準としています。また、特別支援学校幼稚部の利用者数及び施設数を含んでいます。

- ※ 私立幼稚園については、子ども・子育て支援法に基づく給付を受ける特定教育・保育施設に移行して運営するか、東京都からの私学助成を受けて運営するかを各園で判断することになっていますが、計画段階では各園の今後の状況を確定できないため、確保策の特定教育・保育施設と私学助成幼稚園を一体的な記載としています。なお、令和元（2019）年5月時点では、区内の私立幼稚園は全て私学助成を受けて運営している幼稚園です。

計画事業

①幼稚園の受入体制の充実

地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、公私立幼稚園全体で幼稚園の受入体制の充実を図ります。

②園舎等の整備

幼児数の変化や施設の老朽化に対応し、より良い教育環境を確保するため、計画的に区立幼稚園園舎等の改築や増築等を進めます。

③幼稚園の適正規模の確保

幼児人口が増加する一方で、幼稚園の需要率は減少傾向にありますが、今後の幼児人口の推移や就園状況、地域の状況、教育環境等を考慮し、区立幼稚園の適正規模の確保に取り組みます。

(2) 保育（2号認定のうち共働きで幼稚園を利用していない者、3号認定）

事業内容

保育の必要性の認定（2号認定・3号認定）を受けた児童に対し、認可保育園等の特定教育・保育施設、小規模保育事業等の特定地域型保育事業、港区保育室等の認可外保育施設において、保護者に代わって保育を提供しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

・2号認定

直近の平成31（2019）年4月の保育需要率の上昇率「1.1%」（H30年度⇒H31年度）を各年に加算し、推計人口に乗じて算出します。

なお、推計の基準となるベースの需要率は、平成31（2019）年4月の保育需要率「44.7%」とします。

・3号認定（0歳）

直近の平成31（2019）年4月の保育需要率の上昇率「0.7%」（H30年度⇒H31年度）を各年に加算し、推計人口に乗じて算出します。

なお、推計の基準となるベースの需要率は、平成31（2019）年4月の保育需要率「30.3%」とします。

・3号認定（1～2歳）

直近の平成31（2019）年4月の保育需要率の上昇率「1.6%」（H30年度⇒H31年度）を各年に加算し、推計人口に乗じて算出します。

なお、推計の基準となるベースの需要率は、平成31（2019）年4月の保育需要率「54.0%」とします。

※幼児教育・保育の無償化については、量の見込みの算出において影響がないと見込んでいます。

確保の方策

平成31（2019）年4月1日現在で、特定教育・保育施設66園、特定地域型保育事業13園、認可外保育施設38園により、2号認定（幼児教育以外）の保育定員を3,970人、3号認定の0歳の保育定員を976人、3号認定の1・2歳の保育定員を3,441人確保しています。

今後は、就学前人口の増加を踏まえ、保育ニーズの高い地域を精査しつつ、区立園・私立園の適正バランスを考慮しながら、私立認可保育園の誘致を中心として、必要となる保育定員を確保します。

【量の見込みと確保策（2号認定（幼児教育以外））】

（人）

保育 (2号認定（幼児教育以外）)		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			3,983	4,065	4,082	4,116	4,266
②確保策	合計	3,970	4,246	4,605	4,810	4,967	5,049
	特定教育・保育施設	2,921	3,189	3,430	3,589	3,848	3,953
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設 (保育室・認証・保育サポート)	1,049	1,057	1,175	1,221	1,119	1,096
過不足(②-①)			263	540	728	851	783

※表中の「見込み」及び「確保策」は、各年度の4月1日を基準としています。

【量の見込みと確保策（3号認定）】

（人）

保育 (3号認定)		R元年度 2019年度		R2年度 2020年度		R3年度 2021年度		R4年度 2022年度		R5年度 2023年度		R6年度 2024年度	
		0歳	1・2歳										
①見込み				919	3,221	960	3,336	991	3,513	1,022	3,672	1,058	3,810
②確保策	合計	976	3,441	1,050	3,682	1,071	3,718	1,093	3,774	1,114	3,850	1,155	3,975
	特定教育・保育施設	630	1,959	724	2,251	745	2,315	765	2,381	801	2,507	842	2,632
	特定地域型保育事業	51	251	51	251	51	251	53	257	53	257	53	257
	認可外保育施設 (保育室・認証・保育サポート)	295	1,231	275	1,180	275	1,152	275	1,136	260	1,086	260	1,086
過不足(②-①)				131	461	111	382	102	261	92	178	97	165

※表中の「見込み」及び「確保策」は、各年度の4月1日を基準としています。

【箇所数】

（箇所）

保育施設等	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
合計	117	126	130	134	138	143
特定教育・保育施設	66	76	80	83	88	93
特定地域型保育事業	13	13	13	14	14	14
認可外保育施設 (保育室・認証・保育サポート)	38	37	37	37	36	36

※表中の「箇所数」は、各年度の4月1日を基準としています。

計画事業

①保育施設の充実

待機児童ゼロを維持するため、保育ニーズの高い地域を精査しつつ、区立園・私立園の適正バランスを考慮しながら、私立認可保育園の誘致を中心とした保育施設の充実を図ります。なお、区が独自に実施している港区保育室については、今後の保育需要や待機児童の推移を考慮しながら、既存施設の継続や廃止、認可化等の判断をしていきます。

②新たな認定こども園を設置する場合における整備・運営手法等の検討

認定こども園への区民ニーズに対応するため、区立芝浦アイランドこども園の運営を継続するとともに、今後は、保護者がより多様な教育・保育施設の中から選択できるよう、芝浦港南地区以外の地区において、新たな認定こども園を設置する場合における整備・運営手法等について検討します。

③みなと保育サポート事業の充実

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、パートタイム勤務や短時間勤務等により、児童を保育できない家庭を対象に、1日8時間以内で1か月160時間を上限に保育を行う、区内5箇所を実施するみなと保育サポート事業の充実を図ります。

④地域型保育事業の実施

現在実施している小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を継続し、多様な地域型保育事業の中から保護者が選択できる仕組みを確保します。

⑤大規模開発における認可保育園付置の要請

集合住宅等の大規模開発の際、敷地内に認可保育園の付置を要請します。

基本方針2 地域子ども・子育て支援事業の充実

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を目指し、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定め、安心して子育てができる環境整備を図ります。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- 子育てに関する相談について、「気軽に相談できる場所がある」が93.4%と大半を占め、そのうち配偶者や父母を相談相手とする比率が高くなっています。また、子育てに孤立感を感じている割合は、「ある」が7.7%、「ときどきある」が26.0%となっています。
- ニーズ調査結果によると、小学校低学年の子どもに放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「区立の学童クラブ」と回答した者が30.1%、「放課GO→・放課GO→クラブ」と回答した者が27.1%と、「習い事」(67.5%)、「自宅」(43.5%)に次いで多くなっています。
- 不定期や宿泊を伴う一時預かり等の利用については、「事業を利用していない」が64.3%と最も多く、理由を問わない一時預かり事業の利用は21.1%となっています。利用しない理由としては、「利用する必要がない」が38.8%と最も高い一方で、「日常接していない人に預けるのが不安」や「事業の利用方法がわからない」などのサービスの質や情報不足を理由としている割合が次いで高くなっています。
- 子育てひろば等の地域子育て支援拠点の利用については、「利用している」が全体の46.1%となっており、利用している施設については「子育てひろばあっぴい」と「子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ」が利用者の半数を占めています。
- 子どもが病気の際の対応については、直近1年の間に病気を理由に教育・保育サービスを利用できなかった割合は85.3%となっており、うち母親が仕事を休むことで対応した割合は69.4%と最も高くなっています。病児病後児施設の利用希望については、「利用したい」53.9%に対して「利用したいと思わない」45.2%となっています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 学童クラブ需要に応えるため、区では多様な手法により学童クラブ定員を確保していますが、来室のための移動の不安などから、特に小学校低学年では、小学校内にある学童クラブを希望する割合が高くなっています。
- 家族の形態やライフスタイルが様々に変化し、子育て支援ニーズが多様化しています。子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てを行えるよう、在宅で子育てをする家庭に対する支援サービスをさらに充実させていくことが必要です。
- 保護者の就労状況の多様化に伴い、通常の教育・保育サービスだけでは対応できない保育ニーズが高まり、不規則の預かりサービスや、病児・病後児といった緊急時の預かり先の拡充が必要です。

※表中の「見込み」、「確保策」及び「箇所数」は、各年度の4月1日を基準としています。

(1) 利用者支援事業

事業内容

子どもや保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で、情報収集と提供を行うとともに、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施しています。

区では、各地区総合支所で保育コンシェルジュ（特定型）が、子ども家庭支援センターと子育てひろばあい・ぽーとでは子育てコーディネーター（基本型）が保護者等の相談に応じています。また、みなと保健所では助産師が（母子保健型）妊産婦の相談を行っています。

量の見込みの算出方法

【相談窓口の設置箇所数】

基本型は、1箇所あたりの年間相談受付数（約 2,000 件）に対応するため、子ども家庭支援センター及び子育てひろば「あい・ぽーと」の2箇所で実施します。特定型は、各地区総合支所で1箇所ずつ実施します。母子保健型は、妊産婦の相談を実施しているみなと保健所で実施します。

確保の方策

母子保健型はみなと保健所で、行政機関の窓口で実施する特定型は各地区総合支所（5 箇所）で実施します。親子が継続的に利用できる施設で実施する基本型は、年間相談受付総件数（約 5,000 件）に対応できるよう子ども家庭支援センターとあい・ぽーと（2 箇所）での実施を確保し、引き続き子育て家庭の身近な場所で、情報提供や相談に対応していきます。

(箇所)

		R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
①見込み	基本型・特定型		7	7	7	7	7
	母子保健型		1	1	1	1	1
②確保策	基本型・特定型	7	7	7	7	7	7
	母子保健型	1	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		0	0	0	0	0

計画事業

①利用者支援事業の推進

妊産婦や子育て家庭が、母子保健や保育等の子ども・子育て支援サービスを適切に選択し、確実、円滑に利用できるよう、個別の子育て家庭のニーズを把握し、悩みや課題を受け止めながら、ICTを活用したサービスの情報提供やコーディネートを行います。

子育てコーディネーターについては、子ども家庭支援センター移転後も、より多くの子育て家庭の相談を受け付けることができるよう、実施方法（出張実施など）等の工夫を検討します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容

保育園において認定された保育時間（標準時間または短時間）を超えて保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

各年度の2号認定者・3号認定者の人数に、過去3年間（H28年度～H30年度）の保育園の1日あたりの平均需要率（15%）を乗じて算出します。

確保の方策

保育園の整備に併せて、延長保育利用定員枠を確保します。

(人)

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			1,218	1,254	1,288	1,322	1,370
② 確保策	合計	1,229	1,432	1,494	1,538	1,579	1,616
	特定教育 保育施設	808	1,041	1,090	1,127	1,193	1,234
	特定地域型 保育事業	44	30	30	32	32	32
	認可外 保育施設	377	361	374	379	354	350
過不足(②-①)			214	240	250	257	246
箇所数		117箇所	126箇所	130箇所	134箇所	138箇所	143箇所

(3) 放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業）

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため、区立子ども中高生プラザや区立児童館、区立小学校などで学童クラブ事業を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

平成 31（2019）年度 4 月時点の学年別の需要率を、推計児童数に乗じて算出します。

※学年毎の需要率

1 年生：47.8%、2 年生：46.5%、3 年生：39.9%、4 年生：24.1%、5 年生：10.9%、
6 年生：4.3%

確保の方策

令和元（2019）年度までに 35 箇所事業を実施し、3,249 人の学童クラブ定員を確保しています。今後見込まれる需要の増加に対応するため、新規開設などにより、学童クラブの定員拡大を図ります。

(人)

		R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
①見込み			3,089	3,139	3,309	3,454	3,494
② 確保策	合計	3,249	3,309	3,309	3,469	3,479	3,519
	低学年	2,599	2,614	2,647	2,775	2,779	2,768
	高学年	650	695	662	694	700	751
過不足（②－①）			220	170	160	25	25
箇所数		35 箇所	35 箇所	36 箇所	37 箇所	37 箇所	37 箇所

計画事業

①学童クラブ事業の充実

増加する学童クラブ需要に対応するため、区立高輪台小学校内で新たに学童クラブ事業を実施するとともに、新たに開設する（仮称）区立芝浦第二小学校内においても学童クラブ事業を実施するなど学童クラブ定員の拡大を図ります。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が疾病や出産・仕事・家族の介護・冠婚葬祭・事故・災害・ボランティア活動への参加等により、乳幼児を養育することが困難な場合に、児童福祉施設（社会福祉法人恩賜財団慶福育児会麻布乳児院及びみなと子育て応援プラザ Pokke）で、短期間（7日間以内）、宿泊を伴う養育を行っています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

前計画期間内の最大利用実績から、0歳児～5歳児1人あたり平均利用日数（0.1日/年）を算出し、令和2（2020）年度以降の0歳児～5歳児の推計人口を踏まえ、量の見込みを算出します。

確保の方策

令和元（2019）年度までに、2箇所を実施し、4,550人の定員を確保しています。

（人日/年）

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		1,919	1,927	1,929	1,930	1,954
②確保策	4,550	4,550	4,550	4,550	4,550	4,550
過不足（②－①）		2,631	2,623	2,621	2,620	2,596
箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

計画事業

①子育て短期支援事業の拡充

総定員としては確保できていますが、社会福祉法人恩賜財団慶福育児会麻布乳児院は0歳児枠の定員が1名のため、生後7日～10か月未満の受入れ拡充について、関係機関と協議します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月以内の乳児のいる全ての家庭を保健師または助産師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談、母親自身の体調等の相談、母子保健サービス等の紹介など、育児不安の軽減、産後うつ病の予防、母乳育児の支援等を行っています。

量の見込みの算出方法

【推計人口の0歳児全員を対象】

生後4か月以内の乳児のいる全ての家庭を対象とした事業であることから、各年の0歳児推計人口を量の見込みとします。

確保の方策

区の保健師及び委託による助産師が訪問します。訪問対象者の増加には、委託拡大による助産師の確保で対応します。

(回)

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			2,961	3,022	3,055	3,082	3,124
② 確保策	実施数		2,961	3,022	3,055	3,082	3,124
	実施体制	助産師 19名 保健師 14名					
	実施機関	みなと保健所					
	委託団体等	東京都助産師会品川港地区分会					
過不足(②-①)			0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

事業内容

子どもの養育について支援が必要な家庭「以下（要支援家庭）という。」に対して、一定期間その家族及び児童を支援する者が訪問し、家事や育児など必要な支援を行っています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

要支援家庭数は、平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の子ども家庭支援センターの新規受理件数に対する要支援家庭数の割合の平均値（0.013%）を令和 2（2020）年度以降の新規受理推定件数に乗じて、量の見込を算出します。

延派遣回数は、平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の 1 家庭あたりの平均派遣回数（11.8 回）を令和 2（2020）年度以降の要支援家庭の推定数に乗じて、量の見込を算出します。

確保の方策

要支援家庭の支援に対応できる専門性の高い委託業者を確保し、対応します。

(人)

		R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
①見込み	登録世帯		18 世帯	19 世帯	19 世帯	20 世帯	20 世帯
	派遣回数		208	214	221	227	233
②確保策	派遣回数	202	208	214	221	227	233
	実施体制	委託によるヘルパー					
過不足 (②-①)			0	0	0	0	0

計画事業

① 養育支援訪問事業の充実

養育支援訪問事業の対象家庭のうち、子どもの食事を十分に作ることができていない、孤食の傾向にあるなどの課題を抱えている家庭について、食事の支援を充実させることなどにより、表面化している課題の解決を図るだけでなく、家庭の問題全般への関わりを深め、適切な支援につなぎ、児童虐待の未然防止や早期対応を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

事業内容

地域の子育て家庭の親とその子どもが集える場を提供し、親子の相互交流の促進及び育児不安等に関する相談、援助等を行っています。区では、子ども中高生プラザや子育てひろば「あっぴい」など様々な場所において、子育てひろば事業を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

前計画期間の実績から0歳児～3歳児1人あたり平均利用回数（24.7回/年）と、前計画期間の需要の平均拡大幅（0.4回/年）を算出します。

その上で、令和2（2020）年度以降の0歳児～3歳児の推計人口を踏まえ量の見込みを算出します。

確保の方策

令和元（2019）年度までに17箇所で開催し、342,845人の定員を確保しています。

令和2年(2020)年度には区立赤坂子ども中高生プラザ青山館で、令和3（2021）年度には移転後の子ども家庭支援センター内で子育てひろば事業を新たに実施するなど、事業の拡充を図ります。

(人回/年)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		299,155	301,579	309,789	319,865	329,102
②確保策	342,845	347,426	367,426	367,426	367,426	367,426
過不足(②-①)		48,271	65,847	57,637	47,561	38,324
箇所数	17箇所	18箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所

計画事業

①子育てひろば事業の推進

親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談などを行う子育てひろば事業を推進します。令和3（2021）年4月に開設する（仮称）子ども家庭総合支援センターにおいて、新たに子育てひろば事業を実施します。

②生活スタイルの多様化に対応した子育て支援策の充実

ファミリー・サポート（育児サポート子むすび）や派遣型一時保育を担う子育て支援員の育成、産前産後家事・育児支援サービスの受託事業者数の増加、ショートステイ、トワイライトステイの実施などにより、様々な時間帯・保育内容等に対応する子育て支援サービスの充実を図ります。

(8) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育）

事業内容

幼稚園等において、通常の教育時間の終了後等に、在園児のうち希望する者を引き続き預かり、教育活動を行う、預かり保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

区立幼稚園、私立幼稚園及び区立芝浦アイランドこども園の預かり保育の平成 30（2018）年度の利用実績から量の見込みを算出します。なお、区立幼稚園分については、月により利用者数が異なりますが、最も利用の多かった月の利用者数を年間に換算し、量の見込みを算出します。また、令和 2（2020）年度を基準として、令和 3（2021）年度以降の量の見込みに、幼児教育（幼稚園）の量の見込みの各年度の変動率を乗じます。

確保の方策

令和元（2019）年度現在、区立幼稚園全園 12 園、私立幼稚園 6 園、区立認定こども園 1 園で預かり保育を実施しています。今後も、各年の利用状況を確認しながら、必要な定員を確保していきます。

(人日/年)

幼稚園等の 預かり保育	R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
①見込み		46,690	45,196	43,001	42,348	42,908
②確保策	59,403	59,403	59,403	59,403	59,403	59,403
過不足(②-①)		12,713	14,207	16,402	17,055	16,495
箇所数	19 箇所	19 箇所	19 箇所	19 箇所	19 箇所	19 箇所

計画事業

①預かり保育の充実

区立幼稚園全園で預かり保育を実施するとともに、幼児の生活リズムへの配慮や家庭との連携を踏まえた上で、保育内容の充実に努めます。

(9) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育以外）

事業内容

保育園や子育てひろばにおいて、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、一時的に預かり、必要な保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

前計画実績の0歳児～5歳児1人あたり平均利用日数（3.8日/年）と、前計画の実績による需要の平均拡大率（0.4日/年）を算出します。

確保の方策

令和元（2019）年度までに、保育園や子育てひろば「あっぴい」等18箇所で事業を実施し、114,262人の定員を確保しています。

（人日/年）

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		80,963	88,476	95,730	102,989	111,577
②確保策	114,262	114,262	114,262	114,262	114,262	114,262
過不足（②－①）		33,299	25,786	18,532	11,273	2,685
箇所数	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所

計画事業

①一時預かり事業の推進

子育てをする家庭の子育て不安の解消を図るとともに、各家庭の多様なニーズに対応するため、ICTを活用した区内全施設のリアルタイムの空き情報の提供や、予約システムの導入など、利用しやすい仕組みづくりを検討します。

(10) 病児・病後児保育事業

事業内容

医療機関等に付設された施設で、看護師等が病気の児童を一時的に保育します。区では、病児保育施設 5 施設、病後児保育施設 1 施設で病児・病後児保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

2号認定者（幼児教育以外）・3号認定者の見込み人数に対して、過去2年間（平成29（2017）～平成30（2018）年度）の登録率の平均値（63%）を基に利用件数の平均値（0.87回/年）を乗じ、平成30（2018）年度の潜在需要（0.31回/年）を加えて量の見込みを算出します。

確保の方策

平成29（2017）年度及び平成30（2018）年度に病児保育室を新たに開設し、令和元年度には既存の病児保育室の定員を拡大しました。病児保育事業を行うためには、専用の保育室や職員の確保などが必要なため、病児保育事業の定員の拡大に向けて、医療機関の情報収集などを行います。

（人日/年）

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		6,356	6,540	6,718	6,893	7,146
②確保策	6,482	6,804	6,804	7,290	7,776	7,776
過不足（②-①）		448	264	572	883	630
箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

計画事業

①病児・病後児保育室の定員拡大

定員超過により病児・病後児保育を利用できない区民のニーズに対応するために、既存の施設の定員拡大に努めるとともに、新規施設の開設に向け、医療機関に働きかけを行います。

②病児・病後児保育室の利便性の向上

病児保育室4施設、病後児保育室1施設では、電話により予約受付をしていますが、予約システムの導入などにより、保護者の利便性を向上します。

③訪問型病児・病後児保育の利用助成

ベビーシッター等の派遣による、家庭で病児・病後児保育を行う場合に利用料の一部を助成しています。本事業の周知・利用を進めるなど、病児・病後児保育の充実を図ります。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容

区は、育児サポート事業「育児サポート子むすび」として、育児の支援が必要な人（利用会員）と育児の協力をする人（協力会員）を組織化し、学童クラブ・保育園等の送迎や短時間の保育などの支援を実施することで、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援等のための環境整備を図っています。社会福祉法人港区社会福祉協議会が核（ファミリー・サポート・センター）となり、協力会員と利用会員との間で支援活動の斡旋や調整等を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

前計画期間の実績から6歳児～11歳児1人あたり平均利用日数（0.3日/年）を算出し、令和2（2020）年度以降の6歳児～11歳児の推計人口を踏まえ、量の見込みを算出します。

- ※ 本項では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち、就学児童を対象とする部分の量の見込みと確保策を記載しています。
- ※ 就学前児童を対象とする部分については、（9）一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育以外）に含まれています。

確保の方策

令和元（2019）年度までに「育児サポート事業（育児サポート子むすび）」として、3,369人の活動件数を確保しています。引き続き、利用の需要に合わせた活動件数の確保を図ります。

（人日/年）

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		3,506	3,681	3,882	4,063	4,183
②確保策	3,369	3,506	3,681	3,882	4,063	4,183
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

計画事業

①子育て援助活動支援事業の充実

今後も見込まれる需要の増加に対応するため、「子育て支援員研修」を活用した新規協力者の養成や、「派遣型一時保育事業」と連携し、相互に会員として登録できるようにするなど、協力会員の確保を図ります。

(12) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦に対して健康診査を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

交付対象者数は、直近の3年間（平成 28（2016）年～平成 30（2018）年）の0歳児一人あたりの交付率（平均 1.13）を、推計人口値に乗じて算出します。

受診回数は、直近の3年間（平成 28（2016）年～平成 30（2018）年）の0歳児一人あたりの受診回数（平均 11.7 回）を、推計人口値に乗じて算出します。

確保の方策

医療機関に委託して健診を行っている現行の体制により、引き続き対象者の増加への対応を図っていきます。

		R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
① 見込み	交付 対象者数		3,286 人	3,354 人	3,391 人	3,421 人	3,467 人
	受診回数		33,977 回	34,680 回	35,062 回	35,373 回	35,848 回
② 確保策	健診者数		3,286 人	3,354 人	3,391 人	3,421 人	3,467 人
	健診回数		33,977 回	34,680 回	35,062 回	35,373 回	35,848 回
	実施場所	都内契約医療機関					
	実施体制	医療機関に委託					
	検査項目	(初回)体重・血圧・尿検査・血液型・貧血・血糖・不規則抗体・HIV 抗体・梅毒・B 型肝炎・C 型肝炎・風疹 (2 回目以降)体重・血圧・尿検査・クラミジア抗原・経膈超音波・HTLV-1 抗体・貧血・血糖・B 群溶連菌・NST					
実施時期	満 23 週まで 4 週間に 1 回 満 24 週～35 週 2 週間に 1 回 満 36 週～分娩 週に 1 回						
過不足 ②-①	健診者数		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	健診回数		0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設が保護者から実費徴収する費用に対して助成を行う事業です。幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、私立幼稚園における低所得世帯の子ども及び第3子以降の子どもの副食費（給食のおかず等に係る費用）に対する給付を実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

私立幼稚園に就園する子どもの人数がここ数年概ね一定であることや、給付の対象となる低所得世帯の子ども及び第3子以降の子どもの人数については、年度による大きな変動が想定されないことから、令和元（2019）年度における対象者数を今後5年間の量の見込みとします。

確保の方策

対象者に対し、給付に必要な予算を確保し、対応します。

(人)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		86	86	86	86	86
②確保策	86	86	86	86	86	86
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

基本方針3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

区立芝浦アイランドこども園における教育・保育の一体的提供体制を継続するとともに、保育園、幼稚園及び小学校が連携して、就学前教育の充実を図ります。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- ニーズ調査結果によると、平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したいと考える事業について、「認定こども園（芝浦アイランドこども園）」と回答した者が、芝浦港南地区居住者では19.3%と、「認可保育園、小規模保育事業所」(47.7%)、「幼稚園」(38.7%)、「幼稚園の預かり保育」(24.6%)に次いで多くなっています。
- ニーズ調査結果の自由意見の中でも、認定こども園で幼児教育を受けさせたいという声があげられています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 区では、これまで待機児童の解消のために認可保育園の整備に優先的に取り組んできたことから、区立芝浦アイランドこども園の保育所型認定こども園への移行のほかに、新たな認定こども園は設置してきませんでした。
- ニーズ調査結果をみても、認定こども園に対する区民のニーズは一定程度あることから、保護者がより多様な教育・保育施設の中から選択できるよう、新たな認定こども園の設置を検討する必要があります。
- 区では、これまで区独自で作成した「小学校入学前教育カリキュラム」を活用し、幼児期の教育の充実を図ってきましたが、幼児人口の増加や、保育園数の増加に伴い、保育園、幼稚園、小学校の連携を深め、就学前教育の充実を図る必要があります。

(1) 教育・保育の一体的提供

事業内容

保護者の就労状況に関わりなく、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供するため、平成28(2016)年4月に区立芝浦アイランドこども園を、子ども・子育て支援新制度における保育所型認定こども園に移行し、運営を行っています。

計画事業

① 新たな認定こども園を設置する場合における整備・運営手法等の検討【再掲】

認定こども園への区民ニーズに対応するため、区立芝浦アイランドこども園の運営を継続するとともに、今後は、保護者がより多様な教育・保育施設の中から選択できるよう、芝浦港南地区以外の地区において、新たな認定こども園を設置する場合における整備・運営手法等について検討します。

(2) 教育・保育の推進体制

事業内容

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、公私立保育園、公私立幼稚園、公立小学校の代表からなる保幼小連絡協議会を設置し、保育園、幼稚園及び小学校が連携して就学前教育に取り組んでいます。

保育園・幼稚園から続く小・中学校の一貫した教育を推進するため、区独自の小中一貫教育カリキュラム「港区立小中学校 MINATO カリキュラム」への接続を見通した「小学校入学前教育カリキュラム」を活用し、幼児期の教育の充実を図っています。

計画事業

① 保育園、幼稚園、小学校での交流・連携

子どもの育ちを支えるための情報を保育園、幼稚園から就学先となる小学校へ提供する等、相互理解を深めるために、保育園、幼稚園、小学校での交流・連携を強化します。

② 保幼小合同研修会等の充実

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続に向け、小学校の学区域毎の保幼小合同研修会や幼児教育研修会を開催します。互いの指導の内容や方法を学び合うことにより、幼児期の教育の質の向上及び、保育園、幼稚園、小学校が連携した就学前教育の取組をさらに推進します。

基本方針4 子ども・子育て支援の質の確保

研修の充実等による職員等の資質の向上、保育人材の確保・定着に向けた処遇改善、子育て支援施設に対する適切な指導監督を通じて、質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を提供します。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- ニーズ調査結果によると、港区の子育て環境への満足度は「満足」が 33.8%、「やや満足」が 41.9% で合計して 75.7%となっており、「不満」「やや不満」の合計 7.0%を大きく上回っています。
- ニーズ調査の自由意見の中では、区内の子育て支援情報の集約などの要望があげられています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 子ども・子育て支援を必要とする人が、公平・適切な支援が受けられる環境づくりをさらに推進する必要があります。
- 教育・保育施設に加え、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに子育てのための施設等利用給付の対象となった認可外の保育施設等に対する指導・監督などにより、教育・保育の質を確保する必要があります。
- 保育施設等における就労環境の改善等による保育従事職員の確保・定着などにより、安定した保育の提供体制の確保に努める必要があります。

(1) 子ども・子育て支援体制の強化に向けた環境整備

事業内容

子ども・子育て支援体制の強化に向けた環境を整備します。

計画事業

①(仮称)港区児童福祉審議会の設置【新規事業】

令和3(2021)年4月に児童福祉審議会を設置し、区が認可保育園の設置認可や事業停止命令、認可外保育施設に対する事業停止命令、里親の適格性の認定、虐待等を理由とする児童の施設の措置等(保護者の同意を得られない場合)などを行う際に、児童福祉、法律、医療、建築等の多岐にわたる専門的な見地から意見を伺うとともに、重大な児童虐待が発生した際の事例を検証します。

②地域における子ども・子育て支援者の育成

一時預かり事業や子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、派遣型一時保育事業等、区の子ども・子育て支援事業の従事者を育成する「子育て支援員研修」を実施し、地域において多世代が子どもと子育てを支援する文化を醸成します。

(2) 教育・保育等の質の確保

事業内容

子どもの健やかな成長のためには、教育・保育の内容の充実や子育て支援事業の質の向上が不可欠です。

区では、教育・保育施設の運営内容の向上と改善を図るため、第三者評価の実施結果等の活用や施設の指導・監督の強化や関係機関との綿密な連携などにより、教育・保育の質の向上に向けた取組を進めます。

また、子どもの安全・安心を確保するため、児童施設災害時等緊急メール配信サービスなどの事業を実施しています。

計画事業

①保育士の業務負担軽減の推進【新規事業】

日常の保育のほか、園児の登降園の管理、指導計画の作成など多種多様な業務を行っている保育士の業務負担を軽減するため、保育園におけるICT化や保育体制の強化を推進します。

②乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進

保育所の環境を通して、養護と教育を一体的に提供し、乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育を推進するために、研修や公開保育等を実施し、保育士等の専門性を高め資質の向上を図ります。また、保育指導員による巡回を通して保育内容の指導、助言、相談を行う等、保育園の運営を支援します。

③給食を通じた食育の推進

子どもが集団の中で楽しく食事をする中で、食事の大切さを知り、望ましい食習慣を身につけ、健康な生活を送れるように、食育を一層推進します。また、食物アレルギーや宗教食に対する基礎知識や対応についても研修等を通して充実を図ります。

④指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上

認可保育施設に加え、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに子育てのための施設等利用給付の対象となった認可外の保育施設等に対し、基準に基づく運営を遵守しているかを確認し、必要な指導・監督を行うなど区内保育施設の保育の質の確保と保育水準の向上を図ります。

⑤保育従事職員の確保・定着の支援

私立認可保育園などにおける保育人材の確保・定着、並びに保育サービスの質の向上を図るため、事業者の行う保育従事職員の賃金改善や宿舍借り上げなどの処遇改善の取組を支援します。

⑥保育施設における外遊びの支援

園庭のない私立認可保育園などに対し、区立保育園、区立幼稚園、スポーツセンターなどの区有施設を活用してプール遊び、外遊びの場所や運動会の場所を提供するほか、国有地の取得などにより代替園庭としても利用可能な公園等を確保するなど、保育環境の充実に向け支援します。

⑦保育施設における安全確保の推進

災害発生時に児童施設を利用している児童・保護者の安全を確保し、災害の種類や程度に応じて的確に対応できるよう「児童施設災害時行動マニュアル」を活用した訓練を実施し、学校等の施設とも連携しながら施設の災害対応能力の向上を図るとともに、施設の防災備蓄物資の整備を推進します。

⑧私立幼稚園への支援及び連携の充実

幼児教育充実のため、公私立幼稚園等が企画段階から連携して研修会を実施するなど、教育職員の資質向上に向けた連携を行うとともに、特別支援アドバイザーや幼稚園カウンセラーの派遣、運営経費に対する補助金の交付等により、私立幼稚園の運営を支援します。また、保護者の負担軽減と公私較差の解消を図るため、引き続き保育料及び入園料に対する補助金を交付します。

(3) 就学児童の居場所づくりにおける質の確保

事業内容

児童が安全で安心して過ごすことができる放課後の居場所づくりとして、学童クラブや子ども中高生プラザ、児童館等において、従事職員の資質の向上やプログラムの充実など、質の向上に取り組めます。また、児童施設の運営内容の向上と改善を図るため、第三者評価の実施結果等を積極的に活用し、利用者満足度の向上を図り、利用者が利用しやすい施設運営に取り組めます。

計画事業

①学童クラブ事業の質の向上

「港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める職員数以上の有資格者（放課後児童支援員）を全学童クラブに配置するとともに、先進的なプログラムを積極的に取り入れるなど学童クラブ事業の質の向上を図ります。

②区立小学校を活用した放課後の居場所づくり（放課GO→）の推進

区立小学校内で安全・安心に活動できる放課後の居場所づくり（放課GO→）を推進します。また、学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など、条件が整った小学校には、学童クラブ事業を加えた放課GO→クラブの実施を検討します。

③地域における児童の健全育成機能の強化

子ども中高生プラザ、児童館等は、幼児期から中高生に至るまで長期にわたる児童の健全な成長を見守るとともに、乳幼児を持つ保護者への子育て支援など、地域における子ども・子育て支援の拠点として機能強化を図ります。

(4) 在宅子育て家庭への支援

事業内容

保護者の多様なニーズにきめ細かくこたえることができるよう、幼稚園や保育園において在宅子育て家庭の支援に努めています。

計画事業

① 保育園における在宅子育て家庭向け事業の推進

在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育ての情報を提供するとともに、「園庭開放」、「保育園であそぼう」などの事業を実施します。

② 幼稚園における子育て支援事業の充実

幼稚園の運営にあたっては、地域における幼児期の教育のセンターとして、家庭で子育てを行っている未就園児の保護者に対し、園庭の開放や子育ての相談、幼稚園に関する情報の発信、親子で在園児と交流できる場の提供など、積極的に地域の子育てを支援していきます。

基本方針5 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者が、休業明けに希望に応じて円滑に保育サービスが利用できるよう、情報提供や入所予約制度を充実します。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- ニーズ調査結果によると、母親の就労率は「フルタイム」「パートアルバイト」を合わせると68.5%となっており、前回調査時（平成25（2013）年）の53.6%を上回っています。特にフルタイムでの就労は54.7%と、前回調査の42.9%を大きく上回っています。
- 育児休業の取得については、就学前の母親の取得率は52.3%となっており、前回調査時の42.2%に比べて高くなっています。一方で、父親の取得率は7.3%で、前回の4.0%から増加しているものの依然として1割以下となっています。
- 子どもが1歳になるまでの育休取得希望については、「1歳になるまで」「1歳以降」を合わせた割合は82.7%となっており、前回調査時の87.0%とほぼ横並びとなっています。また、「1歳以降も育休を取得したい」は37.3%となっており、誕生日を区切りとしない育休取得の意向のある人が一定数いることがわかります。
- 一方、育児休業を希望する時期より早く切り上げた理由として「希望する保育園に入るため」と回答する母親の割合は74.0%となっており、前回調査時の66.4%より高くなっています。
- 育児休業を取得しなかった理由について、母親では「職場に育児休業制度がなかった」が39.7%と最も高く、次いで「子育てに専念するために退職した」が16.1%となっています。前回調査時では「子育てに専念するために退職した」が36.8%と最も高く、「職場に育児休業制度がなかった」は16.0%となっていました。一方、父親では「仕事が忙しかった」が最も高く、「職場に育休を取りにくい雰囲気があった」「配偶者が育休を取得した」が続いており、前回調査時と同様の項目が上位となっています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 母親の就労率が向上し、育児休業の取得についても前回調査時を上回っています。一方、育児休業の取得期間については「1歳になるまで」の割合が高く、復職に伴う保育サービスへのニーズの集中に対応する体制が必要になります。

事業内容

妊娠時から保育園で様々な相談ができる「子育て相談電話」や「保育園であそぼう」を通して、安心して子育てができるようサポートします。

また、育児休業取得者の中には、希望する保育園に子どもを入園させるために、育児休業を早めに切り上げるケースが前回から増加しています。育児休業明けの保育園の入所予約等、産後休業及び育児休業後に円滑に事業利用ができる体制を整備します。

計画事業

①育児休業からの復帰後の入所支援の充実

育児休業制度を安心して利用できる環境を整えるために、入所予約制度の定員を充実するとともに、情報提供や相談体制を強化することで、育児休業中の保護者の保育園選びを支援します。

②保育施設の1歳児定員の拡大

保育需要が特に多い1歳児を対象として、新設または開設後間もない私立認可保育園及び港区保育室の空きクラスを活用した1歳児の受入れを行い、保育需要に柔軟に対応します。

基本方針 6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実

児童虐待、社会的養護、ひとり親、障害等、特別な支援が必要な家庭や子どもへの支援体制を強化します。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- 区の子ども家庭支援センターが受理した新規相談数は、平成 30（2018）年度には過去最多の 1,277 件でした。このうち、児童虐待相談件数は 514 件で、平成 25（2013）年度の 2.6 倍となっています。継続支援件数も増加傾向で平成 30（2018）年度末には 666 件、平成 25（2013）年度の約 2 倍となっています。
- ニーズ調査結果によると、ひとり親家庭の割合は、就学前が 2.6%、小学生が 6.3%となっています。
- ひとり親家庭における子育ての孤立感は就学前で 41.2%、小学生で 52.2%となっており、全体平均（就学前：33.7%、小学生：27.3%）を上回っています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 児童相談においては、これまで、区と東京都による 2 元体制（地域での支援が必要な場合は区が対応し、一時保護が必要な場合や高度に専門的な支援が必要な場合は東京都が対応する）がとられていました。平成 28（2016）年の児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置できることとなり、全ての児童の問題に、区が責任を持ち、切れ目なく総合的に対応できることとなりました。
- 児童相談所の設置に伴い、児童虐待をはじめとする要保護児童等の早期発見と迅速な対応及び適切な支援など、子どもに関する全ての関係機関や地域社会とのより一層の連携を図る必要があります。
- 障害や疾病等によって、医療的ケアなどの配慮が必要な子どもに対し、個別の状況に応じた支援を充実させる必要があります。また、サービスの提供体制をより充実させるために、配慮が必要な子どもが通う施設や支援を行う機関の総合的な連携体制を構築する必要があります。

（1）（仮称）港区子ども家庭総合支援センターの整備

事業内容

令和 3（2021）年 4 月に、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設として「（仮称）港区子ども家庭総合支援センター」を南青山五丁目に整備します。

3 施設は、児童虐待、非行、DV などの子どもと家庭の問題に、発生予防から相談、保護、措置、自立支援まで、必要に応じ連携して対応し、切れ目なく支援していきます。また、地域の様々な施設、機関との連携体制を強化し、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで、切れ目なくきめ細かな支援を行います。

計画事業

①児童相談所の設置による適切な援助【新規事業】

令和3（2021）年4月に児童相談所を設置し、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等がチームを組み、児童虐待などの養護相談、非行相談、障害相談等の子どもと家庭の問題に対応します。安全確認、調査、相談、援助を行い、必要に応じて、一時保護、里親委託、施設入所等を適切に行います。

②区立母子生活支援施設の設置による母子保護の推進【新規事業】

令和3（2021）年4月に開設する区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」では、様々な事情により養育が困難となった母子を入所させ、保護するとともに、生活支援や養育支援など自立を促進するための事業を実施します。また、退所者について相談その他の援助を行うことで母子の着実な自立を支援します。

③子ども家庭支援センターへの家庭相談機能の統合による支援の充実

配偶者暴力相談支援センター機能を有する家庭相談機能を、子ども家庭支援センターが実施する相談業務に統合することで、子どもの養育に関すること、ひとり親家庭の支援、夫婦間のDVや離婚問題など、子どもと家庭が直面している様々な課題に対し、ワンストップで総合的に支援できる体制を整備します。

（2）児童虐待防止対策等の充実

事業内容

区は、要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭支援センターが中心となり、地域の関係機関と連携して、児童虐待等の早期発見や未然防止などに取り組んでいます。

令和3年（2021）年4月に開設する(仮称)港区子ども家庭総合支援センターでは、子ども家庭支援センターと専門支援を行う区の児童相談所が共に、子どもを取り巻く様々な機関と連携し、これまで以上に迅速丁寧な支援を行い、児童虐待防止対策の一層の強化に取り組めます。

また、平成28（2016）年の児童福祉法の改正では、児童が権利の主体であることが明確化されました。子どもの権利条約の啓発など、子ども自身を含む区民、子どもに関わる関係機関などへ、広く周知を図っています。

計画事業

①児童相談所の設置による適切な援助【新規事業】【再掲】

令和3（2021）年4月に児童相談所を設置し、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等がチームを組み、児童虐待などの養護相談、非行相談、障害相談等の子どもと家庭の問題に対応します。安全確認、調査、相談、援助を行い、必要に応じて、一時保護、里親委託、施設入所等を適切に行います。

②DV被害者支援策の強化・充実【新規事業】

DV被害者の緊急時の一時保護先を確保するため、ステップハウス等の提供などの支援活動を行っている民間団体に対して、活動資金の一部を補助します。また、男性のDV被害者の一時保護施設を拡充するとともに、DV加害者更生プログラムの利用を促進するための助成制度を実施します。

③要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進

要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し、要保護児童等の早期発見や対応力を高めるため、子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業の実施など、児童虐待対策を推進します。

居住実態が把握できない児童についても迅速に安全確認を行い、必要に応じて適切な支援を行います。

また、「港区児童虐待対応マニュアル」の改訂や関係機関向けの研修の充実などにより、関係機関の支援力の強化を図ります。

④いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進

「港区いじめ防止基本方針」に基づき、学校、保護者、地域、関係機関の協力体制の下、区におけるいじめ防止対策の検討を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けての取組を推進します。

⑤子ども家庭支援センターの相談体制の充実

子どもと子育てに関するあらゆる相談に対応する専門相談体制を強化します。令和3（2021）年度に開設予定の（仮称）港区子ども家庭総合支援センターに併設する児童相談所や母子生活支援施設と連携して相談業務を行います。

多様化する相談に適切に対応するため、職員の児童福祉司任用資格の取得、専門研修等の受講等により専門性を高め、人材育成の強化を図ります。

⑥地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進

子どもの安全を守るため、地域住民が関心を持ち、虐待の未然防止や早期発見などについて意識が高まるよう、リーフレット等の作成・配布、キャンペーン、講演会などにより、啓発活動を推進します。

⑦子どもの権利条約の啓発

「子どもの権利条約」で定めている、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」について、啓発活動を実施し、様々な機会を通して、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。

また、保育園や子ども中高生プラザ・児童館等の子どもの施設において、「全ての子どもが権利の主体である」ことを意識して子どもと接するよう、施設で従事する全ての職員の意識啓発を推進します。

子ども中高生プラザ、児童館、教育センター、子ども家庭支援センター等において、子どもが安心して相談できる体制を充実するとともに、子ども自身が悩みや心配事などを24時間相談できる「みなと子ども相談ねっと」等の子ども自らが相談できる相談先や方法を周知します。また、必要に応じて臨床心理士などを派遣します。

⑧要支援家庭等への支援の充実

養育支援訪問事業の実施のほか、要支援家庭を対象としたショートステイ事業、産後要支援母子ショートステイ事業、医療機関と連携した保護者支援プログラム等を実施するなど、児童の養育が困難な要支援家庭等への支援策を充実させることで、児童虐待の未然防止を図ります。

(3) 社会的養護体制の充実

事業内容

様々な事情により保護者の適切な養育を受けられない子どもや、養育に困難を抱える家庭への支援を行います。令和3（2021）年4月に設置する児童相談所では、東京都及び他区の児童相談所と連携し、児童養護施設等への措置や里親への委託を適切に行うとともに、児童福祉法に規定された家庭養育優先の原則に基づき、里親登録の拡大や里親への支援に積極的に取り組みます。

また、社会的養護の後の児童への自立支援を行います。

計画事業

①里親登録の拡大と支援の充実による里親委託の推進【新規事業】

里親制度の効果的な周知や広報活動を実施し、里親登録の拡大に努めます。また、里親が安定した養育ができるよう相談支援体制を整備し、社会的養護が必要な子どもたちへの里親委託を推進します。

②児童の状況に応じた社会的養護の充実【新規事業】

児童養護施設等への措置や里親への委託に当たっては、東京都や特別区児童相談所と広域で連携し、調整を図りながら、一人ひとりの児童の状況に応じた支援を行います。また、児童養護施設や里親等で暮らす子どもたちの権利が擁護され安心して生活できるよう支援を行います。

③家族再統合支援の充実【新規事業】

様々な事情で施設や里親のもとで生活する子どもたちが早期に家庭復帰できるよう児童と家庭への援助を行うとともに、地域ぐるみでの支援体制を構築します。

④区立母子生活支援施設の設置による母子保護の推進【新規事業】【再掲】

令和3（2021）年4月に開設する区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」では、様々な事情により養育が困難となった母子を入所させ、保護するとともに、生活支援や養育支援など自立を促進するための事業を実施します。また、退所者について相談その他の援助を行うことで母子の着実な自立を支援します。

⑤社会的養護施設の適正な運営の確保【新規事業】

区内の乳児院、母子生活支援施設等の適正な運営を確保するため、設置認可等の手続を適正に行うとともに、指導・監督等を徹底します。

⑥施設退所後等の児童の自立支援

児童養護施設や里親のもとで生活する児童の自立について、地域の中で孤立することなく安心して生活することができるよう、関係機関が連携し、安心して相談できる機関と場所を設けるなど支援体制を整えます。

(4) ひとり親家庭支援の充実

事業内容

ひとり親家庭の経済的支援のため、児童育成手当等の各種手当の支給、生活資金等の貸付、就労に必要な訓練費用の給付、就労等の各種相談事業などを実施しています。

計画事業

①ひとり親家庭の生活支援及び経済的支援の充実【新規事業】

離婚時に取り決めた養育費の確実な履行を支援し、子どもの経済的生活が安定するよう支援します。また、子どもの心理的安定に配慮した面会交流の機会確保を支援します。

(5) 障害児施策の充実

事業内容

障害のある児童の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで身近な地域で適切な支援を行うことができるよう、子育て支援や特別支援教育等の関係機関との連携により、総合的かつ継続的な相談・支援を行っていきます。

特に医療的ケアが必要な児童の教育、子育て支援、障害者福祉等の関係部署が連絡・調整を行いながら、最適なサービス提供体制の確保を進めます。

計画事業

①医療的ケア児・重症心身障害児の放課後対策の充実【新規事業】

医療的ケア児・重症心身障害児の放課後や長期休業中に、個々の児童の状況に応じた発達支援を行うために、区立障害保健福祉センター内のスペースを活用して、新たに放課後等デイサービスを実施し、身体を使った遊びや創作活動等を行い、安全・安心な活動拠点の充実を図ります。

②障害児保育の充実

医師や臨床心理士などの専門家による巡回指導や保育士研修を定期的実施します。また、必要に応じて、児童発達支援センターや医療機関等の専門機関からの助言を受けるなど、療育部門等の関係機関との連携を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害児保育の充実を推進します。

区立元麻布保育園では、医療的ケアが必要な児童や障害のある児童の専用のクラスを設置し、集団保育を行います。

③幼稚園における特別支援教育の充実

特別な配慮を必要とする幼児に対して、専門的知識・技能を有する特別支援アドバイザーが公私立幼稚園を訪問し、幼児の観察等を通して、教員、保護者への指導・助言を行います。また、区立幼稚園における介助員の配置や障害児を受け入れる私立幼稚園に対する経費の補助を行うことで、幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境・内容・方法の充実を図ります。

④障害のある子どもが児童館等で快適に過ごせる体制の整備

障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせるよう、子ども中高生プラザ、児童館等のバリアフリー化を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害の有無にかかわらず快適に過ごせる体制を整備します。また、障害のある子どもに適切な支援を行えるよう、医師・カウンセラーによる巡回指導を充実するとともに、職員研修を実施します。

⑤児童発達支援センターにおける支援体制の充実

令和2（2020）年4月に開設した区立児童発達支援センターでは、就学前の児童を対象として、児童発達支援センターへ通う日々通所の定員を拡充するとともに、保育園との併用通所や、外出が難しい児童に対し居宅に訪問して療育を実施します。学齢児に対しては、放課後等デイサービスを行うなど、障害児の個別の発達段階や特性に応じた効果的な療育の充実を図ります。

⑥総合的な相談支援窓口の充実

児童発達支援センターでは、地域療育の中核施設として、保護者からの児童の成長発達に関する相談を受けるとともに、幼稚園、保育園、学校等の障害児が日常利用している施設や、保健所、子ども家庭支援センター等の関係機関の相互の連絡調整を担い、障害児やその家族が身近な地域で安心して暮らせるよう支援します。また、成人後も切れ目なくサービス提供できるよう障害者総合相談支援センター機能と連携し、地域包括ケアシステムの構築を踏まえながら、相談支援体制を強化します。

⑦医療的ケア児・重症心身障害児の日中活動の場の充実

医療的ケア児・重症心身障害児の日中活動の場として区立児童発達支援センターにおいて重症心身障害児通所事業を実施しています。また、自宅に看護師等を派遣し、家族に代わり一定期間、医療的ケア及び日常生活上の介護を行い、家族の介護負担を軽減します。今後も、サービス提供や利用の状況を精査し、区民ニーズに合ったサービスとして更なる充実を図ります。

⑧特別支援教育の推進

特別支援学校・特別支援学級・通常の学級などの就学先を決定するため、区立児童発達支援センター等と連携し、幼少期からの就学相談をさらに充実していきます。現在、区立小学校に在籍する児童1人に対し校内で医療的ケアを行うために、看護師（臨時職員）を配置しています。医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒の通園・通学に関して、看護師の配置等、その子どもの状況に応じた支援策を検討します。また、区立小・中学校の特別支援学級では、児童・生徒一人ひとりの障害の種類やその程度、発達の状況を踏まえた、多様な教育を充実していきます。さらに、通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒の個別の教育的ニーズに対応するため、学習支援員の配置や特別支援教室設置の充実を図ります。また、幼稚園、小・中学校における特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに、組織的に取り組む体制を整備します。

基本方針7 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備

国、東京都、地域の企業、労働者団体、民間団体等と相互に連携し、協力し合いながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を図ります。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- ニーズ調査結果によると、就労している保護者のうち1日の就労時間が8時間を超える割合は父親で73.1%、母親で26.4%となっています。また、1週間あたりの就労日数が6日以上の割合は父親で24.1%、母親で7.7%となっています。
- 現在就労していない保護者の就労意向については、父親の28.6%、母親の54.0%が「すぐ」もしくは「1年以内」の就労意向を持っています。
- 子どもが病気の際の対応として「仕事を休んだ」割合は、母親が69.4%、父親が35.1%となっており女性が仕事を休む割合が高くなっています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 女性の社会進出が進展し、また、働き方についても多様化が進んでおり、これまでの概念にしばらくられない柔軟な仕事と生活の両立に向けた支援が必要とされています。
- 行政から企業等への働きかけを行うとともに、優れた企業の取組を周知して、地域全体の機運を高めていく必要があります。

(1) 父親の子育てへの参加の推進

事業内容

父親が子育てや地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、父親向けの講座の開催や育児休業制度等の啓発、情報提供の充実などを行います。

計画事業

① 父親の子育てへの参加の環境づくり

父親が孤立することなく育児に参加できるよう、父親同士のネットワークづくりを支援します。また、「父親手帳」に掲載する情報の充実を図ります。

② 育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進

育児・介護休業制度の情報提供を図るとともに、男女がともに制度を利用できるよう、特に男性への育児休業・子の看護休暇制度の積極的活用に向けて啓発を通して働きかけます。

(2) 事業所への支援等

事業内容

区では、ワーク・ライフ・バランスについての積極的な取組を展開する企業を支援するため、認定制度による顕彰や区との委託契約の入札の際、加点对象とする優遇措置を講じるなど、区内における企業のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を推進します。

計画事業

①ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。

また、中小企業経営者、人事担当者等にワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進するとともに、企業の積極的な取組を支援します。

②仕事と家庭の両立支援事業の実施

中小企業における「仕事と子育て」の両立支援に加えて、「仕事と介護」が両立できる職場環境づくりを支援するため、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金を交付します。併せて、男性の子育てや介護への参加促進を支援するため、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金を交付します。

③労働関係法等関係法令、各種制度の周知

労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、周知を図ります。

④企業・事業者向け講座・講演会の開催

女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業や事業主向けの講座・講演会を、ハローワーク等と連携を図りながら効果的に開催します。

(3) 区職員のワーク・ライフ・バランスの取組

事業内容

行政側から率先してワーク・ライフ・バランスの取組を推進するため、港区職員の仕事と子育ての両立支援を実施していきます。

計画事業

①港区職員子育て支援プログラム

職員を雇用する事業主として、港区職員の子育て支援に関するプログラムに基づき、行政側から率先して、仕事と子育ての両立支援等に向けた取組を推進します。

基本方針 8 放課後対策の総合的な推進

放課後に子どもが安全に安心して過ごすことのできる場を確保するため、子どもの居場所づくりを推進します。

なお、本基本方針は、新・放課後子ども総合プランに基づく取組等を掲載しています。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- 小学校1・2年生の保護者へのニーズ調査結果によると、小学生の保護者の就労率は父親で95%以上、母親で64.1%となっており、母親の就労率は就学前児童の保護者に比べると低くなっています。
- 低学年の放課後の過ごし方については、「習い事」が67.5%と最も高く、次いで「自宅」が43.5%となっており、「学童クラブ」30.1%、「放課GO→」27.1%となっています。
- 高学年の放課後の過ごし方については、「習い事」が38.5%と最も高く、次いで「自宅」が21.0%、「学童クラブ」は12.5%、「子ども中高生プラザ・児童館」は8.0%、「放課GO→」は6.8%となっています。
- ニーズ調査結果によると、小学校低学年の子どもに放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「区立の学童クラブ」と回答した者が30.1%、「放課GO→・放課GO→クラブ」と回答した者が27.1%と、「習い事」(67.5%)、「自宅」(43.5%)に次いで多くなっています。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 女性の社会進出が進み、これから小学生になる未就学児の保護者の就労率は、現時点で小学生の保護者の就労率を上回っており、今後より高まる小学生の保育ニーズに対応していく必要があります。
- 学童クラブ需要に応えるため、区では多様な手法により学童クラブ定員を確保していますが、来室のための移動の不安などから、特に小学校低学年では、小学校内にある学童クラブを希望する割合が高くなっています。

事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため「学童クラブ事業」を実施しています。また、区立小学校では、児童の放課後の居場所づくりである「放課GO→」と学童クラブ事業を併せた「放課GO→クラブ」を一体的に実施しています。

新・放課後子ども総合プランに基づく取組等

(1) 学童クラブの令和6（2024）年度に達成されるべき目標事業量【再掲】

施設改善や新規開設により、学童クラブ定員の確保、充実を図ります。

【目標量】

(人)

		R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
①見込み			3,089	3,139	3,309	3,454	3,494
② 確保策	合計	3,249	3,309	3,309	3,469	3,479	3,519
	低学年	2,599	2,614	2,647	2,775	2,779	2,768
	高学年	650	695	662	694	700	751
過不足(②-①)			220	170	160	25	25
箇所数		35 箇所	35 箇所	36 箇所	37 箇所	37 箇所	37 箇所

(2) 放課GO→クラブの令和6（2024）年度に達成されるべき目標事業量

学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など条件が整った小学校には、放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブの実施を検討します。

【目標量】

(箇所)

		R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
箇所数		15	16	16	17	17	17
追加整備の内容 (区立小学校)			区立高輪台		(仮称) 区立芝浦第二		

(3) 放課GO→の令和6（2024）年度までの整備計画

専用室の確保など条件が整った小学校には、放課GO→の実施を検討します。

【目標量】

(箇所)

		R 元年度 2019 年度	R 2 年度 2020 年度	R 3 年度 2021 年度	R 4 年度 2022 年度	R 5 年度 2023 年度	R 6 年度 2024 年度
箇所数		17	18	18	19	19	19
追加整備の内容 (区立小学校)			区立高輪台		(仮称) 区立芝浦第二		

(4) 放課GO→及び学童クラブの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

児童の放課後の居場所づくりである放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブを実施し、放課GO→と学童クラブ事業の児童が一体的に活動しています。

(5) 小学校の余裕教室等の学童クラブ及び放課GO→への活用に関する具体的な方策

児童が安全・安心に活動できる放課後の居場所づくりのため、小学校と連携・協力し、区立小学校内に専用の活動場所として放課GO→室及び放課GO→クラブを設け、さらには、学校が授業等で使用していない時間帯は、体育館、校庭、多目的室等も利用し活動しています。

(6) 学童クラブ及び放課GO→の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

子ども・子育て支援に関する庁内の検討組織である港区子育て支援推進会議等において、教育委員会事務局、子ども家庭支援部及び各地区総合支所が連携して学童クラブ及び放課GO→の実施校拡大を検討するとともに、情報交換・共有を行い、課題解決に取り組んでいます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策【再掲】

障害のある子どもが地域の中でいきいきと過ごせるよう、子ども中高生プラザ、児童館等のバリアフリー化を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害の有無にかかわらず快適に過ごせる体制を整備します。また、障害のある子どもに適切な支援を行えるよう、医師・カウンセラーによる巡回指導を充実するとともに、職員研修を実施します。

(8) 地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組

平成 27（2015）年度の子ども・子育て新制度の実施に伴い、学童クラブ事業の平日の開所時間を午前 8 時 30 分から午前 8 時に前倒し、午後 6 時 30 分から午後 7 時に延長しました。

基本方針9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実

子どもが健やかに成長できるよう、区内の児童遊園等の整備、環境学習の支援を推進していきます。また、子ども・若者の健やかな育成のための支援や取組を関係機関が連携して推進します。

なお、本基本方針は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」の取組等を掲載しています。

区の現状と課題

【統計・調査等の結果】

- ニーズ調査結果によると、今後の港区への定住意向については、就学前の56.4%が「ずっと住み続けたい」としており、「子どもの大学卒業まで」としている割合は32.2%となっています。一方で、小学生では「ずっと住み続けたい」が64.1%、「子どもの大学卒業まで」は27.2%となっています。
- 定住意向については、子育ての孤立感が高まるにつれて「ずっと住み続けたい」が減少する傾向があります。

【子ども・子育て支援に係る現状と課題】

- 子どもが安心して遊ぶことのできる空間や、自然とのふれあいを通じて学びの機会を得られる環境を整備していく必要があります。
- 子育ての悩みや不安を、地域の中で共有し解決に向けて取り組んでいくための支援が必要になります。
- 妊娠、出産、子育て期を通じた切れ目のない支援により、地域で妊産婦が安心して出産・育児ができる環境の整備をさらに進める必要があります。

(1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備

事業内容

子どもたちが安心して遊び、自然との触れあいを通して学ぶことができる公園や遊び場等を整備していくとともに、子ども連れの方が快適に利用できる公衆・公園トイレ等の整備など公共施設のバリアフリー化を進めていきます。

また、子どもを安心して生み育てることができる環境として、産後母子ケア事業を推進していきます。

市町村行動計画に基づく取組等

①公園の整備

公園は区民の休息やレクリエーション、地域のコミュニケーションの場、子どもの遊びや環境学習、さらに高齢者の健康づくりの場、緑の拠点、また、災害時の地域集合場所や防災活動拠点等、公園に求められる役割や区民ニーズは年々多様化してきています。

計画段階から区民参画の手法を取り入れ、地域特性や区民のライフスタイルに合わせて既存公園の再整備を進めます。

②児童遊園の整備

地域の子どもたちが安全に遊べる身近な場所、また、地域の大人や高齢者にとっても身近なコミュニティ形成の拠点の一つとして、安心して集え、和める魅力ある児童遊園を整備します。

また、業務・商業系の地域に立地しているなど、子どもの遊び空間として隔たりがある場所では、利用実態を踏まえた施設整備を検討します。

③プレーパークの推進

子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切に、のびのびと思い切り遊べるよう、場所と機会を提供するとともに、遊びを通して子どもたちの豊かな心身の発育を支えるため、プレーパーク事業を推進していきます。

④学校施設開放による子どもの遊び場の充実

子どもたちを交通事故その他の危険から守るとともに、健全育成を図ることを目的として、区立小学校の校庭及び体育館を、子どもの身近で安全な遊び場として開放します。

⑤快適な公衆・公園トイレの整備

公園トイレや公衆便所を計画的に整備します。トイレの新設・建替え時には、高齢者・障害者も安心して使えるバリアフリー対応の“誰でもトイレ”を設置すると共に、子ども連れの方の利用にも配慮しベビーベッド・ベビーチェア等を備え、誰もが安全で快適に利用できるトイレの整備を進めます。

⑥保育園、幼稚園、学校への環境学習の支援

子どもたちは、自然とのふれあいを通して命の大切さを理解し、自然や生きものを大切にする心を育みます。子どもたちが、地域の環境資源である公園や水辺、校庭など身近な場所で生きものを観察し、ふれあうことにより、生物多様性の大切さを効果的に学ぶことができる場所の整備や適切な維持管理に向けて、都心に生息する生きものやその生息環境に精通した専門家を派遣します。

⑦産後母子ケア事業の推進

産後ケア（産褥期における母体のケア、育児支援、交流等の社会支援）を行うことで、母性の醸成、ストレス軽減、育児の主体性が高まるとされています。

みなと保健所において、母子保健コーディネーター(助産師)を配置し、妊産婦の相談に応じます。また、生後4か月未満の児とその母親が宿泊または日帰りで滞在できる場を提供し、心身のケア、母乳や育児等の相談、母親同士の交流を促します。

さらに関係機関とのネットワーク会議を開催するなど、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制を推進します。

(2) 青少年の健全育成のための支援

事業内容

スマートフォンやSNS等の普及に起因する子ども・若者の犯罪被害が多発するなど、多感な時期の子ども・若者を取り巻く社会環境は複雑かつ不可視な状況にあります。

子ども・若者の健やかな育成のための支援や見守りの取組を関係機関が連携して推進していきます。

市町村行動計画に基づく取組等

①インターネットの適正利用の啓発

成長に好ましくないインターネットサイトへのアクセス制限や、安全・適切なインターネット環境の利用に向けたリテラシー教育を充実する等、インターネットの有効的な活用に向けた取組を推進していきます。

②自主的・創造的な活動の支援

青少年の健全育成を図るため、各地区青少年対策地区委員会における、地域特性に応じた自主的・創造的な活動を支援します。また、中学校生徒主体の防災訓練や消防少年団による消火器訓練のボランティア活動など、地域の青少年関係団体の活動を支援します。これらの活動を通じ、青少年が地域の一員としての自覚を持ち、郷土意識を醸成できる地域づくりを推進します。

③リーダー育成の支援

豊かな知識経験を有する地域の人材の活用等により、青少年が地域活動のリーダーとなるよう支援します。

(3) 地域における子ども・子育て支援の取組

事業内容

各地区総合支所では、地域の特性を生かした子ども・子育て支援の取組として、様々な施策を行っています。

市町村行動計画に基づく取組等

①よちよち子育て交流会【赤坂地区地域事業】

子育てに関する相談や情報交換と交流の場として、「よちよち子育て交流会」を開催します。

保健師、栄養士などの専門職による相談を行うとともに、子育てひろば「あい・ぽーと」の「子育て・家族支援者」などの地域の人材を活用して、交流の促進を図ります。

②赤坂・青山子ども中高生共育（ともいく）事業【赤坂地区地域事業】

赤坂地区は、地域で活躍する専門的な技能・知識を有する人や文化人、地域貢献活動が活発な企業などの地域人材等が豊富な地区です。

こうした地域の人材と子どもたちを結びつけるため、地域ぐるみの子育ての仕組みを整備します。

住民、NPO等地域団体、地元企業等との連携と協働により、小・中学生、高校生を対象に「驚き・感動・気づき」の機会となる講座や様々な分野で活躍しているプロフェッショナルとの交流の

場を提供します。

また、地域の子ども向け事業に関わる団体等のサポート体制やネットワークを構築し、子どもたちを地域ぐるみで見守り、育てる環境を整備します。

③たかなわ子どもカレッジ【高輪地区地域事業】

地域児童を対象に大学の知的・人的資源を活用し、専門的な研究テーマをわかりやすく学ぶ機会を提供します。

事業の運営については、地域の方や大学生と協働して取り組みます。

④高輪ほっとひといき子育て支援事業【高輪地区地域事業】

就学前の乳幼児をもつ保護者に対して、育児相談や交流会を実施します。

地域の身近な場所で保健師・助産師・管理栄養士などの専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携し、安心して子育てができるよう支援します。

また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進するとともに、保護者のもつ力を高めます。

⑤子育てあんしんプロジェクト【芝浦港南地区地域事業】

保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが、身近な地域の児童施設等を会場として、子育てに関するノウハウの提供や家庭環境に応じた個別相談に応じるなど、子育てに関する様々な不安や悩みを解消するとともに、孤立しがちな保護者自身が抱える心のケアも図ります。

また、子育て世代の交流の場をつくることで、子育てを通じた地域での仲間づくりや子育て世帯間、家庭間のネットワークづくりを促進し、家庭や地域の子育て力の向上を支援します。

さらに、よりきめ細かで利用者の満足度が高い事業をめざし、大学や地域の医療機関等とも連携を図りながら、地域特性や様々な子育てのニーズに対応していきます。

基本方針 10 子どもの未来を応援する施策の充実

全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って成長できるよう、「教育・学習」「生活環境」「経済的安定」の支援の充実を図るとともに、地域が一体となって施策を推進する体制を整備します。なお、本基本方針は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」の取組等を掲載しています。

区の現状と課題

- 平成 26 (2014) 年 1 月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されたことを踏まえ、経済的問題だけでなく、家庭環境等において様々な問題を抱える家庭・子どもに対しても積極的に支援することとし、「港区子どもの未来応援施策」として、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在、117 の事業を展開しています（資料編「2 子どもの未来応援施策の一覧」参照）。
- 「教育・学習の支援」では、家庭の経済状況や親子関係等の事情から、家庭学習の習慣が十分に定着していない児童・生徒や学習等の課題を抱えている児童・生徒への支援が必要です。また、将来の困窮を予防する観点から、高校中退の防止などの支援が必要です。
- 「生活環境の安定の支援」では、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築することが必要です。
- 「経済的安定の支援」では、各種手当の支給や資金の貸付等経済的支援の充実を図るとともに、自立に向けた保護者の就労の支援等が必要です。
- 「地域で子どもの未来を応援する体制の整備」では、子どもの未来応援施策の普及・啓発を行い、行政だけでなく、企業、NPO、大学など地域が一体となって施策を推進する体制を確立することが必要です。

(1) 教育・学習の支援

事業内容

就学の援助、学習の支援、その他キャリア教育を含めた教育・学習に関する支援のための施策により、その家庭環境等において様々な問題を抱える子どもが、自らの能力・可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、中学生、高校生を対象とした学習支援事業を実施するなど、自立に向けた支援します。

市町村計画に基づく取組等

①生活困窮世帯への学習支援

家庭の経済状況や親子関係等の事情から、家庭学習の習慣が十分に定着していない児童・生徒や学習等での課題を抱えている児童・生徒に対し、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言、教育及び就労に関する支援を行います。また、高校生に対しては、中退防止のための相談・支援を行います。

(2) 生活環境の安定の支援

事業内容

子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他生活に関する支援により、家庭環境等において様々な問題を抱える子どもが、毎日の生活を身体的・精神的に安定して送れるよう支援します。

市町村計画に基づく取組等

①高校生不登校への支援【新規事業】

不登校やその状態に陥りそうな高校生の保護者を対象として、保護者の理解促進を図るとともに、個別の事情に応じた支援につなげる取組を検討します。

②子育て家庭の生活や社会参加の支援

産前産後家事・育児支援事業、子育てひろば事業などを通じて、親の妊娠・出産期から社会的孤立に陥ることのないよう、子育てへの不安の解消や養育力の向上支援を行うとともに、親と子の生活や社会参加の支援を実施します。

③相談体制の整備

小学校及び中学校では、学びの未来応援ケース会議を開催し、養育不安や不登校など課題がある家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの支援を行います。また、生活困窮者自立相談支援窓口である、港区生活・就労支援センター事業を通じて、子どもが高校や大学等への進学後も就業や生活についての支援を行い、社会的自立まで切れ目のない支援体制を構築します。

(3) 経済的安定の支援

事業内容

各種の手当等の支給、資金の貸付け、その他の経済的支援により、その家庭環境等において様々な問題を抱える家庭の経済的安定を支援します。また、就職のあっせん及びひとり親家庭の職業訓練における給付金の支給等により、保護者の就労の安定を支援します。

市町村計画に基づく取組等

①ひとり親家庭の生活支援及び経済的支援の充実【新規事業】【再掲】

離婚時に取り決めた養育費の確実な履行を支援し、子どもの経済的生活が安定するよう支援します。また、子どもの心理的安定に配慮した面会交流の機会確保を支援します。

②教育にかかる経済的支援の充実

教育、進学にかかる費用について、就学援助、各種の手当等の支給や資金の貸付け等の経済的支援を行います。

③保護者に対する就労の支援

就職のあっせん及びひとり親家庭の職業訓練における給付金の支給等により、保護者の自立を図るための就労支援を行います。また、港区生活・就労支援センターにひとり親家庭自立支援員を配置し、家庭が経済的に安定できるよう支援します。

(4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

事業内容

全ての子どもたちが、夢と希望を持って成長していける地域社会を実現するため、地域が一体となって子どもの未来応援施策を推進していく体制を整備します。子どもやその家庭に寄り添いながら、様々な課題を解決するため、子どもの未来応援施策の普及・啓発を行い、区民、企業、NPO、大学等との連携を強化します。また、子どもの孤食解消と保護者支援のため、子ども食堂を運営する個人や団体に対して活動の支援を行うとともに、担い手の育成、支援者同士のネットワークを確立していきます。

市町村計画に基づく取組等

①子どもの未来応援施策の普及・啓発

孤食解消と保護者支援事業や学習ボランティア養成講座等を通じて区民等に対し子どもの未来応援施策の理解を促進するとともに、地域で子どもたちを応援する人材を確保し、育成します。

②地域における子どもの未来を応援するネットワークの確立

普及・啓発活動を通じて育成した人材や企業、NPO、大学等と連携・協力し、それぞれの強みを生かして役割分担を行うことにより、地域における子どもの未来を応援するネットワークを確立します。

③子どもの孤食解消と保護者支援

子ども食堂運営団体と地域の民間企業が連携するネットワーク化を推進し、そのネットワークから得られた寄付金や提供物資を子ども食堂運営団体へ循環させるシステムを構築します。

子ども食堂の開催場所や開催回数を増やすことで、子どもの孤食解消を図ります。

第4章 推進体制

1 計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政と、地域、NPO、ボランティア団体、企業及び子ども・子育て支援に関わる団体等との密接な連携を図りながら、全庁的に取り組んでいきます。

(2) 進捗管理

本計画では、目標の達成をめざして各事業を着実に実施し、また、その内容等を継続して評価・検証することで、事業の効果をより向上させていきます。

計画事業の進捗管理は、各年度の実績を毎年確認し、その改善を図るPDCAサイクルによって行います。PDCAサイクルとは、Plan-Do-Check-Action（計画-実施-評価改善）を継続的に行うことで、その業務改善や事業効果を高める手法です。本計画はその手法に則り、各年の事業の推進状況を確認しながら、その効果を継続的に高めていくことを目指します。

本計画では、事業の進捗状況や評価を庁内の検討組織である港区子育て支援推進会議において検証します。あわせて、港区子ども・子育て会議では、施策の実施状況等について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申します。また、区は、施策の実施状況等をホームページ等で公表するとともに、評価結果を踏まえた事業の見直し等を行い、施策を推進していきます。

資料編

1 港区子ども・子育て支援ニーズ調査結果

(1) 調査結果の概要

第二期港区子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子育て家庭の「現在の状況」や「今後の利用希望」等から、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（需要量）」を把握するため、平成 30（2018）年度に「港区子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

この調査は、調査票を郵送し、郵送またはインターネットにより回収し、回答は無記名としました。

対象者は住民基本台帳から居住地区（5地区）の人口規模を踏まえた無作為抽出としました。調査対象・回収率については、以下のとおりです。

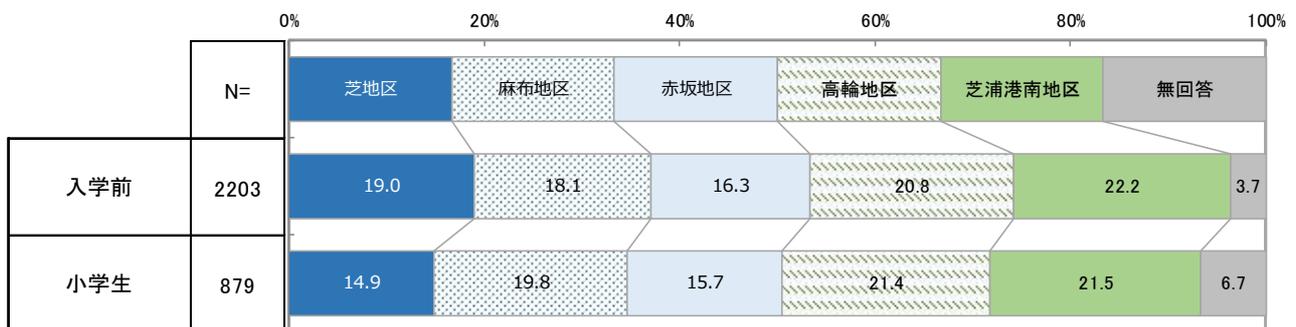
対象者	調査数	回収数			回収率
		郵送	インターネット	合計	
小学校入学前児童の保護者	5,000	1,455	748	2,203	44.1%
小学校1・2年生の保護者	2,000	659	220	879	44.0%
合計	7,000	2,114	968	3,082	44.0%

1) 回答者の属性

【居住地区】

入学前・小学生ともに「芝浦港南地区」が最も高く、入学前で 22.2%、小学生で 21.5%となっています。

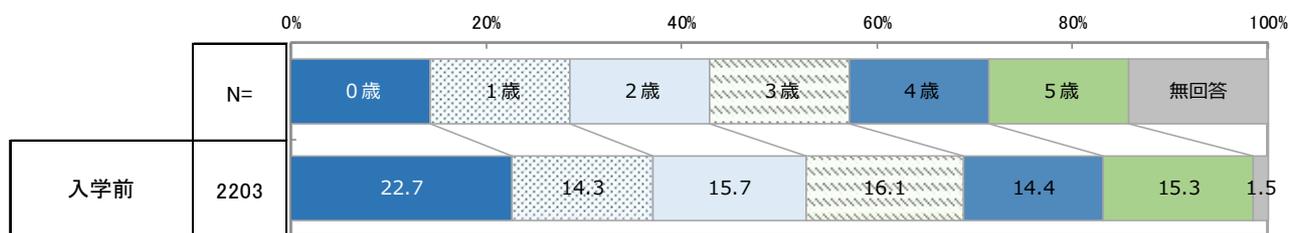
入学前では、次いで「高輪地区」が 20.8%、「芝地区」が 19.0%となっており、一方で小学生では「高輪地区」が 21.4%、「麻布地区」が 19.8%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成 30（2018）年度）

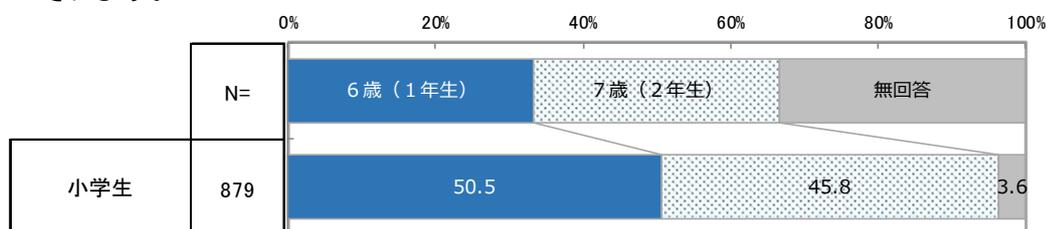
【子どもの年齢】

入学前の子どもの年齢については、「0歳」が最も高く22.7%となっており、次いで「3歳」が16.1%、「2歳」が15.7%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

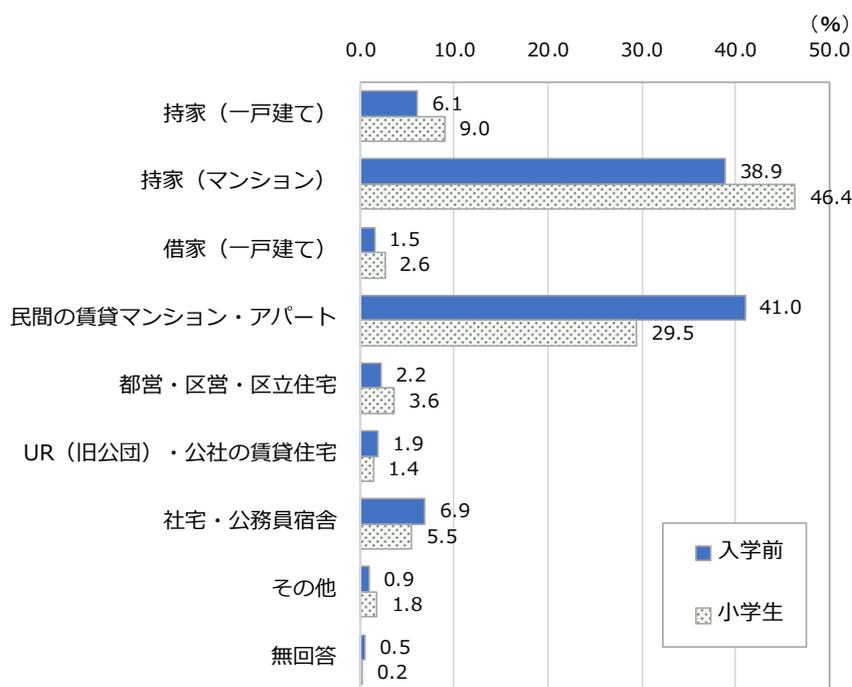
小学生の子ども年齢については、「6歳（1年生）」が50.5%、「7歳（2年生）」が45.8%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【住まいの形態】

子どもの住まいの形態については、入学前では「民間の賃貸マンション・アパート」が最も高く41.0%となっており、次いで「持家（マンション）」が38.9%、「社宅・公務員宿舎」が6.9%となっています。一方で、小学生では「持家（マンション）」が最も高く46.4%となっており、次いで「民間の賃貸マンション・アパート」が29.5%、「持家（一戸建て）」が9.0%となっています。

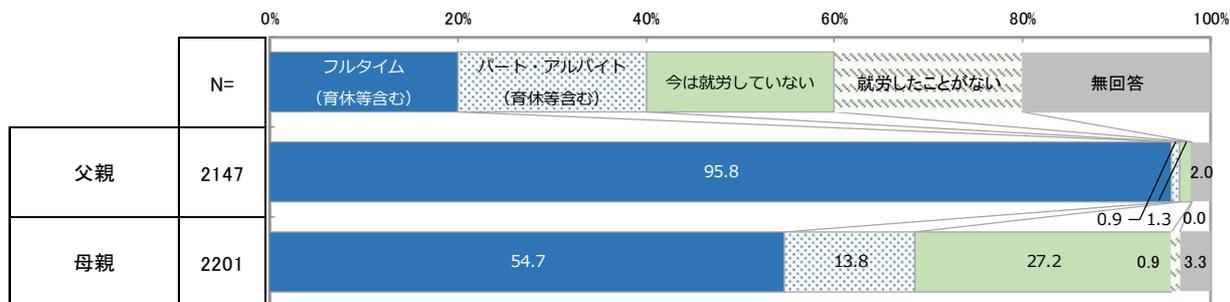


出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

2) 保護者の就労状況について

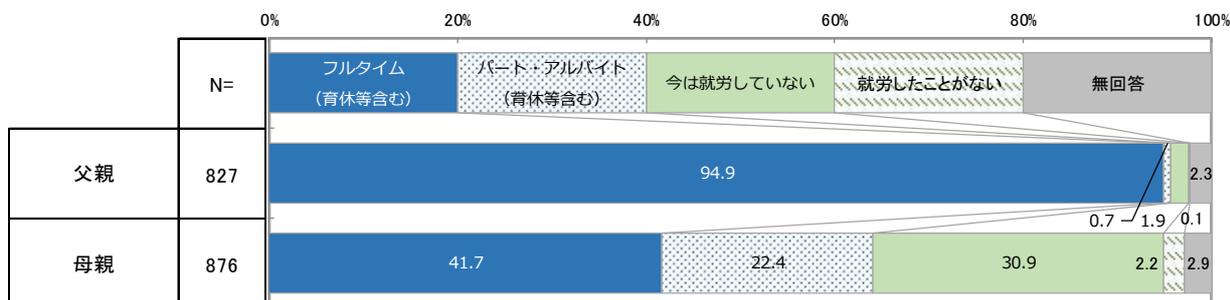
【保護者の就労状況】

入学前の父親の就労状況については、「フルタイム（育休等含む）」が95.8%となっています。母親の就労状況は、「フルタイム（育休等含む）」が54.7%、「パート・アルバイト（育休等含む）」が13.8%となっており、現在就労している母親は全体の68.5%となっています。一方で、「今は就労していない・就労したことがない」は28.1%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

小学生の父親の就労状況については、「フルタイム（育休等含む）」が94.9%となっています。母親の就労状況は、「フルタイム（育休等含む）」が41.7%、「パート・アルバイト（育休等含む）」が22.4%となっており、現在就労している母親は全体の64.1%となっています。一方で、「今は就労していない・就労したことがない」は33.1%となっています。

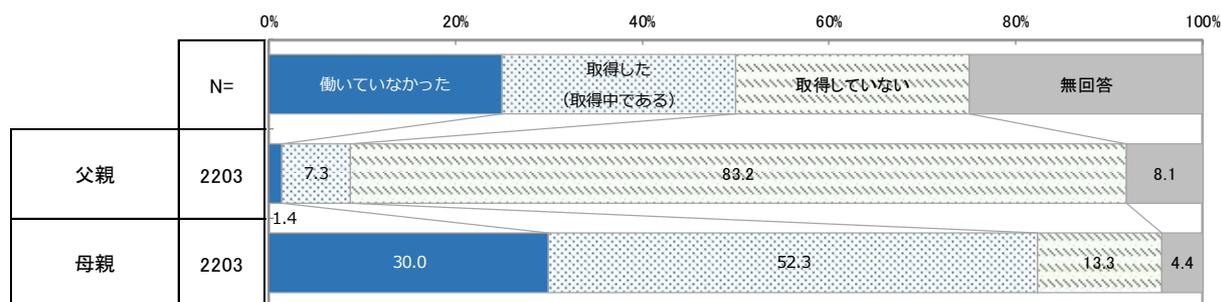


出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【入学前の保護者の育児休業制度の取得状況】

入学前の子どもの保護者の育児休業制度の取得について、父親は「取得していない」が83.2%となっており、「取得した（取得中である）」は7.3%となっています。

一方で、母親は「働いていなかった」が30.0%いるものの、「取得した（取得中である）」は52.3%となっており、「取得していない」は13.3%となっています。

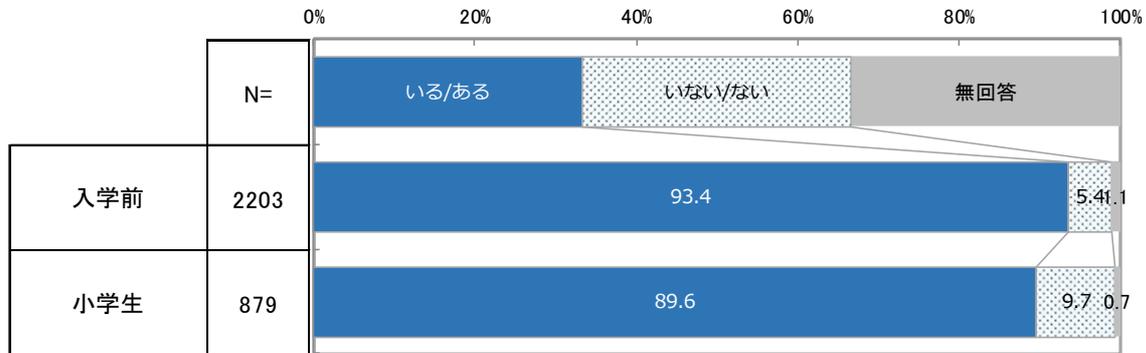


出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

3) 区の子育て環境について

【子育てについて気軽に相談できる人】

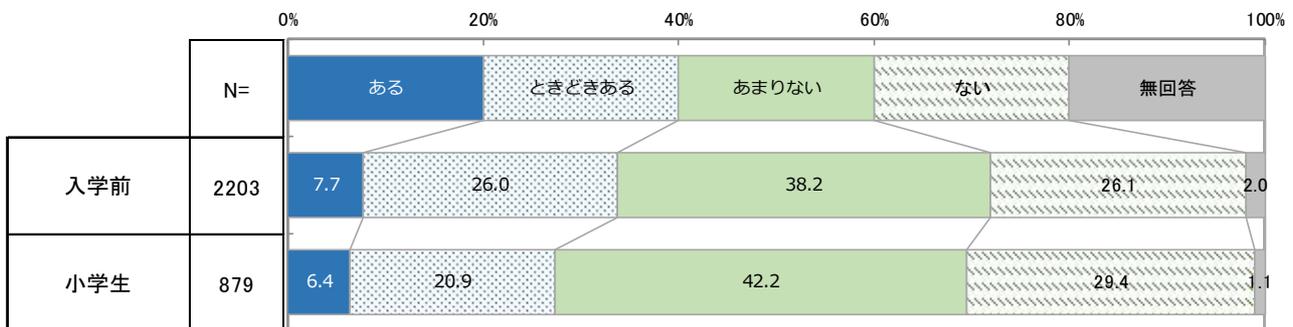
子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無について、入学前では全体の93.4%が「いる／ある」となっています。一方で、小学生では「いる／ある」が89.6%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【子育てに孤立感を感じている人】

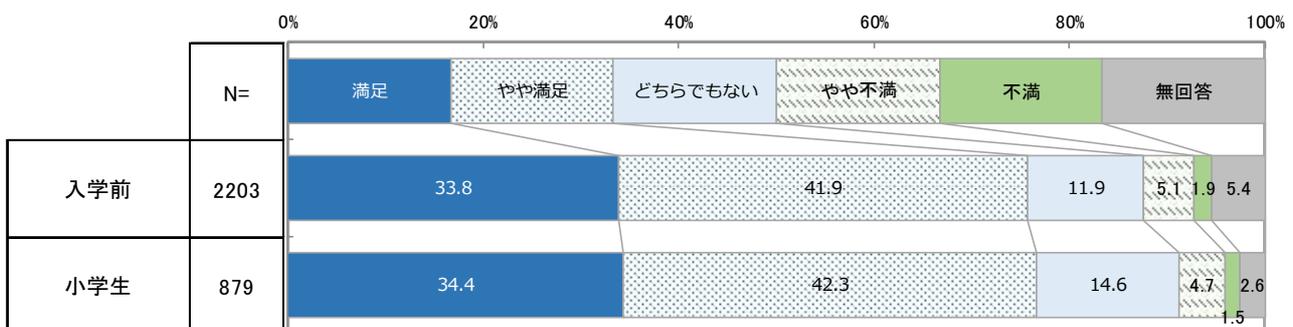
子育てをする上での孤立感の有無について、入学前では全体の33.7%が「ある・ときどきある」としており、「ない・あまりない」は64.3%となっています。一方で、小学生では「ある・ときどきある」が27.3%、「ない・あまりない」は71.6%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【子育て環境の満足度】

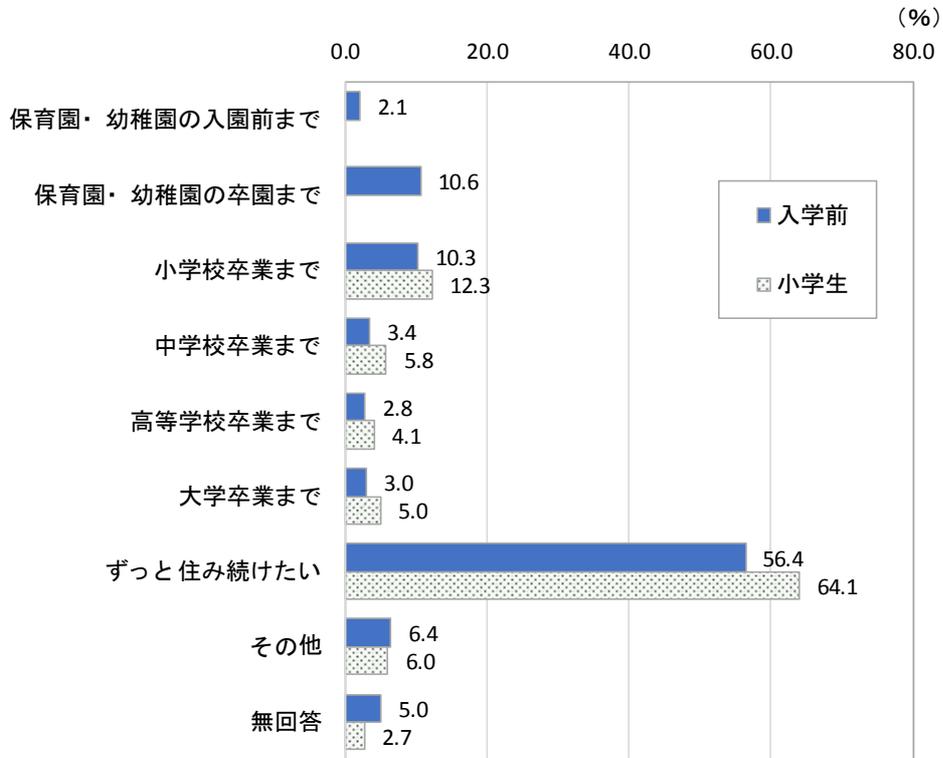
港区の子育て環境に関する満足度は、「満足・やや満足」が入学前で75.7%、小学生では76.7%となっています。一方で、「不満・やや不満」は入学前で7.0%、小学生で6.2%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【今後の定住意向】

港区への今後の定住意向については、「ずっと住み続けたい」が入学前で 56.4%、小学生で 64.1% と最も高くなっています。一方で、入学前では「保育園・幼稚園の卒園まで」「小学校卒業まで」がともに 1 割前後となっており、小学校卒業後までに区外への転出を希望している割合が 23.0% となっています。



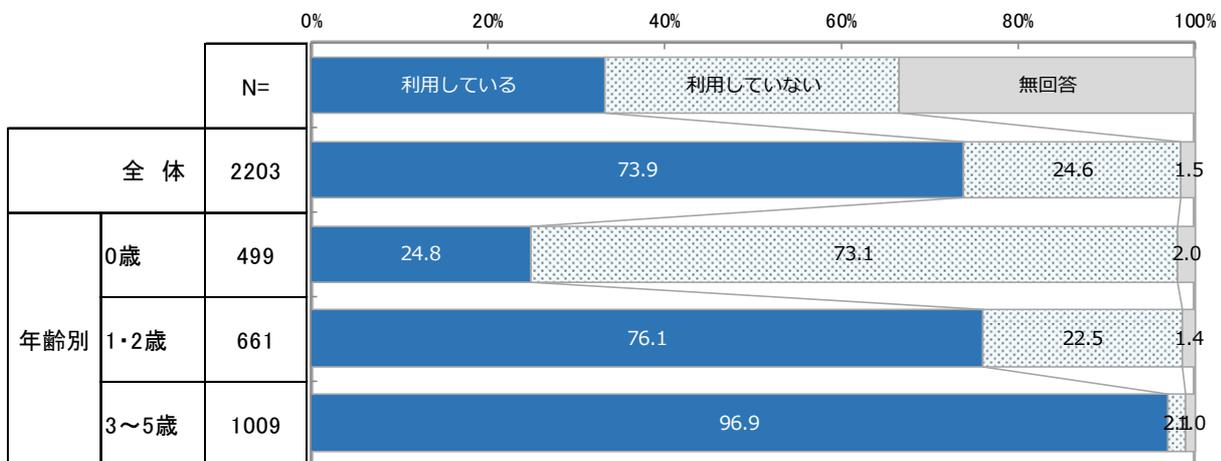
出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成 30（2018）年度）

4) 教育・保育事業、地域子育て支援事業について

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】

0～5歳の教育・保育事業の利用については、3～5歳の96.9%が何らかの教育・保育事業を利用しており、「利用していない」は2.1%となっています。

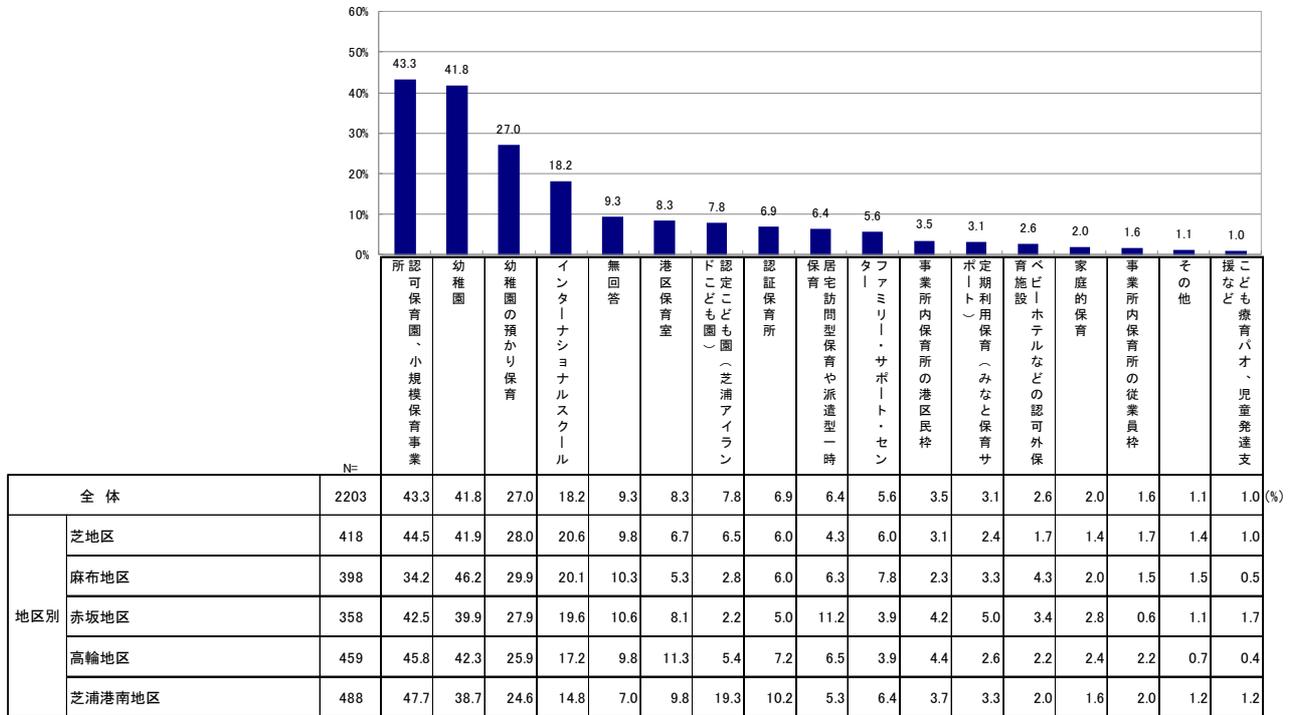
0歳児における事業利用者は24.8%となっていますが、1・2歳で76.1%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成 30（2018）年度）

【定期的に利用したい教育・保育事業】

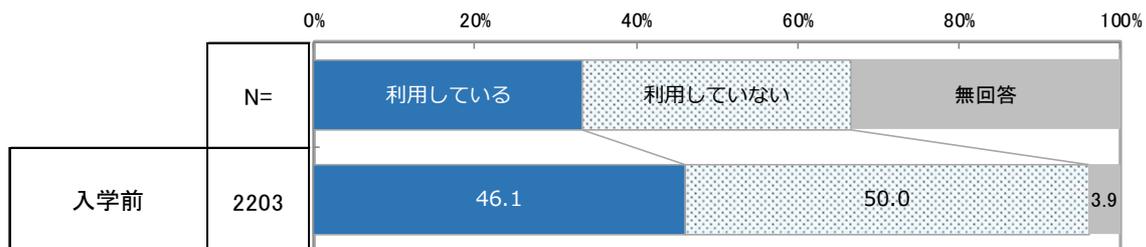
定期的に利用したい教育・保育事業については、全体では「認可保育園、小規模保育事業所」が43.3%と最も高く、「幼稚園」が41.8%、「幼稚園の預かり保育」が27.0%、「インターナショナルスクール」が18.2%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

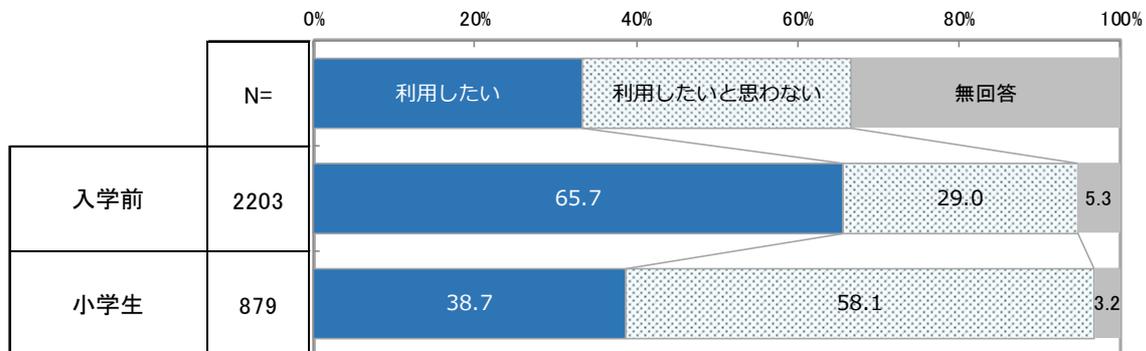
子育てひろばなどの地域子育て支援拠点事業の利用について、入学前で「利用している」は全体の46.1%となっており、「利用していない」は50.0%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【一時預かり事業の利用意向】

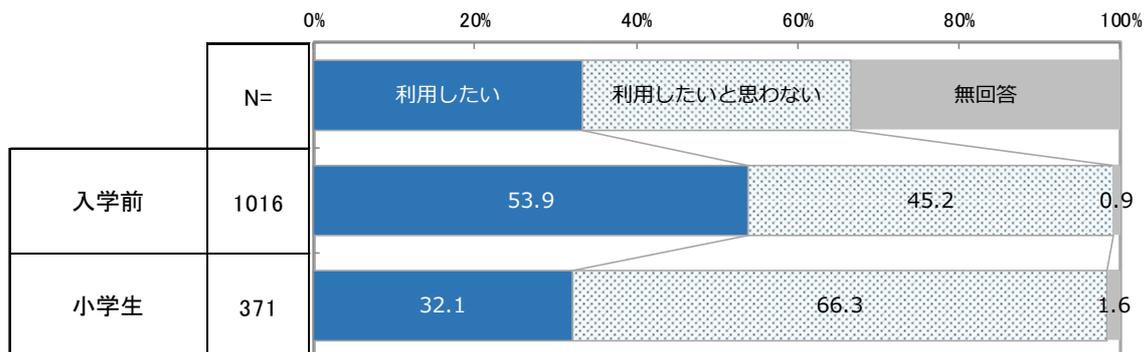
私用や親の通院、不定期の就労等で、一時預かり等の事業を利用したいと考える割合は、入学前では「利用したい」が65.7%、「利用したいと思わない」が29.0%となっています。一方、小学生では、「利用したい」が38.7%、「利用したいと思わない」が58.1%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【病児・病後児保育事業の利用意向】

この1年間に子どもの病気やけがが理由で仕事を休んだ保護者のうち、今後、病児・病後児保育施設等を「利用したい」とする割合は、入学前で53.9%、小学生で32.1%となっています。

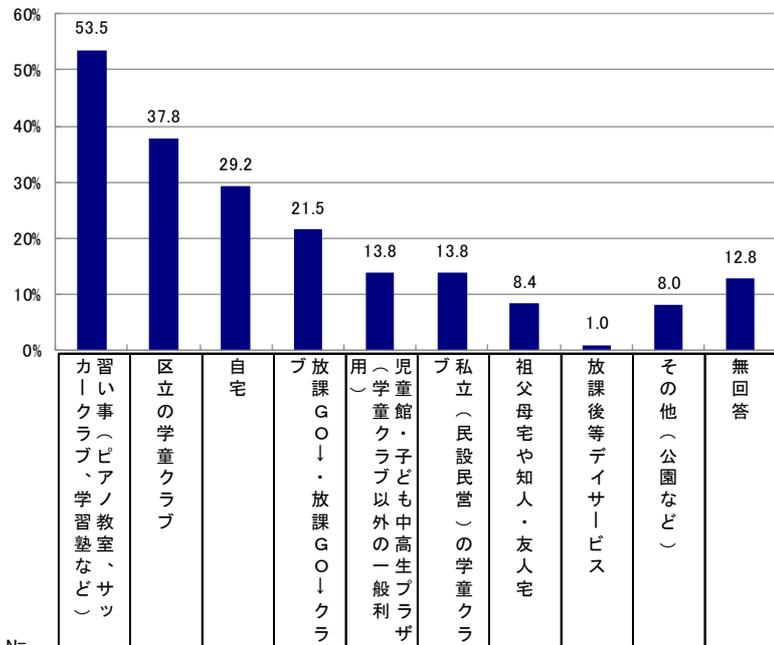


出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【将来の放課後の過ごし方の意向】

入学前の子どもの、小学校入学後の放課後の過ごし方の意向については、低学年時は「習い事」が53.5%と最も高く、「区立の学童クラブ」が37.8%、「自宅」が29.2%となっています。

高学年になると、最も高い「習い事」の56.9%は変わらず、「自宅」が29.9%、「区立の学童クラブ」が28.3%と2番目以降の希望が入れ替わっています。



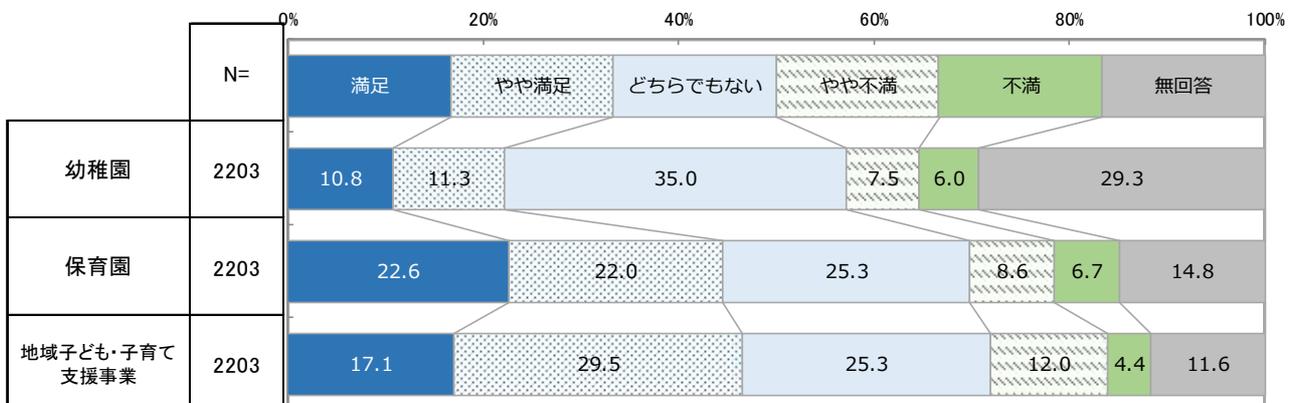
時期	N=		割合 (%)									
	低学年	2203	53.5	37.8	29.2	21.5	13.8	13.8	8.4	1.0	8.0	12.8
高学年	2203	56.9	28.3	29.9	16.5	12.4	10.3	7.9	0.9	7.4	21.6	

出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

【教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の満足度】

区が実施している子ども・子育て支援に関する事業への満足度について、「満足・やや満足」が幼稚園で22.1%、保育園で44.6%、地域子ども・子育て支援事業で46.6%となっています。

一方で、「不満・やや不満」は幼稚園で13.5%、保育園で15.3%、地域子ども・子育て支援事業で16.4%となっています。



出典：港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成30（2018）年度）

2 子どもの未来応援施策の一覧

【港区子どもの未来応援施策の基本的考え方】

区では、経済的には問題のない家庭でも、その家庭環境等において様々な問題を抱える子どもが存在し、子どもが将来貧困に陥る原因は、必ずしも家庭の経済的な状況だけではないことから、平成28（2016）年3月に「港区子どもの未来応援施策の方向性について」を策定し、全ての子どもたちが環境に左右されず夢と希望をもって成長していける地域社会の実現を目指し、港区における子どもの貧困対策を、「港区子どもの未来応援施策」として全庁を挙げて推進しています。

（平成31（2019）年4月現在）

（1）教育・学習の支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	生活保護事業 （教育扶助）	義務教育に伴って必要な教科書その他学用品、義務教育に伴って必要な通学用品、学校給食に必要な費用を金銭給付にて行います。	生活福祉調整課
	生活保護事業 （高等学校等就学費）	高等学校に進学する者を対象に、高校受験料、入学金をはじめとして、教材費、学用品費、通学のための最低限度の交通費を支給します。	
	生活保護事業 （被服費）	被保護世帯にて出産があった場合に一時扶助として被服費を支給します。	
	生活保護事業 （入学準備金）	小学校、中学校、高等学校に進学する者を対象に、服、かばん、靴等を購入するための入学準備金を支給します。	
2	法外援護事業 （学童服・運動衣等）	4月1日現在、保護受給世帯の小・中・高校生に対し、5月に15,500円を支給します（ただし、小1、中1、高1は除きます）。	生活福祉調整課
	法外援護事業 （夏季健全育成費）	7月1日現在、保護受給世帯の小・中・高校生に対し、3,300円を支給します。	
	法外援護事業 （修学旅行支度金）	通学中の学校において、修学旅行が実施される学年に在籍する小・中・高校生に対し、小学生4,300円、中高生8,500円を支給します。	
	法外援護事業 （入学支度金・就職支度金）	中学を卒業し、高校に入学する者、又は4月末日までに継続的な就労に従事するか4月末日までに定職に就く見込みの者等に対して、5月に51,500円支給します。	

No.	事業名	事業内容	所管課
3	被保護者自立促進事業 (学習環境支援費)	自立支援の援助方針に基づき、学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講などにより、在宅での学習環境を整える必要が認められる中学生等に対して、中学3年生及び高校3年生は200,000円、高校1、2年生は150,000円、小学4年生から中学2年生は100,000円を年間の上限額として支給します。	生活福祉調整課
4	学習相談支援事業	子どものいる生活困窮世帯の保護者及び子どもに対し、学習や進学等に関する助言や情報提供を行います。	生活福祉調整課
5	学習支援事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学1・2年生及び高校生に対し、生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の学習支援事業として、無料学習支援を実施します。	生活福祉調整課
6	奨学資金貸付	学業に意欲を持ちながらも、経済的に修学が困難な者に対して、奨学資金を高校生、大学生等に貸付します。	教育長室
7	私立幼稚園就園奨励費	園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者の全ての者の区民税所得割課税額に基づき、補助金を支給します。	教育長室
8	私立幼稚園保護者補助金	保護者の負担を軽減し、保育料の公私格差の是正をするため、世帯の所得状況に応じた補助金を支給します。	教育長室
9	朝鮮学校児童生徒保護者補助金	朝鮮初級・中級学校に授業料等を納入した、基準所得額以下の世帯の保護者を対象に補助金を支給します。	教育長室
10	港区小中学生海外派遣事業	夏季休業期間中に港区立小中学生を対象にオーストラリアへの海外派遣を実施します。	教育指導課
11	学習活動支援保護者負担軽減事業	保護者の負担軽減を図るため、補助・学習教材購入費、漢字・英語・数学検定料、校外学習見学・入場料の一部を公費負担します。	教育指導課
12	学力アップ特別講座	児童・生徒の学習習慣の確立及び学力向上のため区立小中学生を対象に学力アップ特別講座を実施します。(対象等：小学校5年生 土曜日、中学校1～3年生 長期休業期間)	教育指導課

No.	事業名	事業内容	所管課
13	学生スクールボランティア事業	小学校4年生から6年生の学力に課題のある児童を対象に、学校の授業や放課後学習において担任の補佐役として学習の支援をします。	教育指導課
14	学びの未来応援学習講座	経済的困難を抱える家庭の中学校3年生を対象に進路選択に資するため、学習講座を開催し基礎的学力の定着を図ります。	教育指導課

(2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	保健師活動	保健師は、乳幼児から高齢者までの区民が、より健康であらゆる健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるよう継続的に活動しています。【個別の支援活動】【①家庭訪問②窓口相談③電話相談等【健康診査等を通じた保健指導】乳幼児健康診査で健康相談【地域における活動】母子保健活動や地域の健康の向上を目指す活動を行っています。	区民課
2	高輪ほっとひといき子育て支援事業	就学前の乳幼児をもつ保護者に対して、育児相談や交流会を実施します。地域の身近な場所で保健師、助産師、栄養士等の専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の中で仲間作りや保護者同士の交流を促進し、保護者の持つ力を高めます。	区民課
3	芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが、身近な地域の児童施設等を会場として、子育てに関するノウハウの提供や家庭環境に応じた個別相談に応じるなど、子育てに関する様々な不安や悩みを解消するとともに、孤立しがちな保護者自身が抱える心のケアを図ります。	区民課
4	民生委員・児童委員・保護司活動への支援	民生委員・児童委員に自主的な研修や子育て支援事業たんぽぽクラブに活動費や場所を提供します。保護司会による更生保護青少年相談事業への支援を行います。	保健福祉課

No.	事業名	事業内容	所管課
5	コミュニティバス乗車券発行	高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成します。	高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉調整課 子ども家庭課
6	障害者住宅	区民向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）の住宅使用料については、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、寡婦（寡夫）控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定します。	障害者福祉課
7	こども療育事業 （こども療育パオ）	心身に障害のある、またはその傾向にある乳幼児・児童を対象に、通園、指導等の適切な療育を行うことにより、心身の豊かな成長を促し、日常生活に必要な能力を育成します。	障害者福祉課
8	発達支援センター事業	生涯を通じて継続した支援を行うことにより、発達障害児・者、発達に支援を必要とする人及びその家族等の自立と社会参加の促進を図ります。	障害者福祉課
9	障害者虐待防止・養護者支援事業	障害者に対する虐待の防止及び早期発見を図るため、障害者本人や家族等からの相談を受けるとともに、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待に関する知識の普及・啓発を行い、障害者及びその家族が安心して生活できるような地域環境の整備を行います。また、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、障害者の保護者及び自立のための支援や擁護者に対する支援を行います。	障害者福祉課
10	生活保護受給者等メンタルケア支援事業	精神疾患等を有する生活保護受給者に対して、精神保健福祉士が様々な支援を実施します。	生活福祉調整課
11	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮世帯に対して、失業等による経済的な問題と合わせ、生活上の悩み、家族の問題、健康上の悩みなどの課題を、相談支援員が寄り添いながら一緒に問題解決を図ります。	生活福祉調整課
12	家計改善支援事業	生活困窮世帯に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行などを行います。	生活福祉調整課

No.	事業名	事業内容	所管課
13	こんにちは赤ちゃん訪問事業（妊産婦訪問事業を含む）	新産婦や新生児、乳幼児に対して、支所保健師や委託した助産師が家庭訪問し、乳児に発育状況や母親の健康状態の確認、栄養・生活環境の相談、子育て情報の提供等を実施します。	健康推進課
14	はじめての離乳食教室	5か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の作り方はもとより、子どもの成長に伴う食の考え方、ひいては保護者の健全な食生活のあり方等について調理実演、講義を交えた講習会を開催します。	健康推進課
15	育成医療	障害のある児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行います。また、医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることが出来る環境の整備を図ります。	健康推進課
16	小児慢性特定疾病医療費助成	慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療法に関する研究などに資する医療の給付、その他の事業を行います。	健康推進課
17	精神保健福祉事業	こころの病気や精神的な問題を抱える人及び、その家族に対する相談・助言を行っています。 精神科医による相談：月4回 面接又は訪問による相談を実施しています（予約制） 保健師による相談：随時電話、面接等を実施しています。また必要に応じて、各地区総合支所の保健師による訪問を行っています。	健康推進課
18	乳幼児健康診査	乳幼児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健康を保持します。毎月健診日を定め健診を行い、必要な人に対し経過観察児健診や専門医療機関の受診を勧奨します。また、育児不安の軽減や虐待防止のための育児相談を実施しています。発達障害児の早期発見・支援のため、スクリーニングを実施しています。	健康推進課
19	すこやかちゃんフッ素塗布事業（乳幼児歯科健診）	年度内に満4・5・6歳の誕生日を迎える児童を対象に受診券を送付し、フッ素塗布・歯科健診・歯科保健指導を行います。	健康推進課

No.	事業名	事業内容	所管課
20	妊婦健康診査	母子健康手帳とともに、妊婦健診費等の一部を助成する受診券（妊婦健康診査 14 回、超音波健康診査 2 回）を交付します。また、健康診査の結果、精密検査が必要な人に対して、保健医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。	健康推進課
21	養育医療	未熟児は一般の新生児に比べて機能が未熟であり、疾病にも罹りやすく、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があります。そのため、養育に必要な費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることが出来る環境の整備を図ります。	健康推進課
22	療育給付	結核に罹っている児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行います。また医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることの出来る環境の整備を図ります。	健康推進課
23	新生児聴覚検査の費用助成	新生児聴覚検査の費用の一部助成をする受診票を交付します。新生児聴覚検査で精密健康診査を要すると判断された場合は、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票（新生児聴覚用）」を交付します。	健康推進課
24	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭において、一時的な傷病などで育児や家事等の日常生活に支障がある場合にヘルパーを派遣します。	子ども家庭課
25	母子生活支援施設	配偶者がいない女性で、その養育している児童が生活上の問題を抱えているなどの理由で十分な養育が出来ない場合、居室の提供及び母子指導員による生活指導等を行います。	子ども家庭課
26	親子ふれあい助成事業	ひとり親家庭または区で定めた基準所得内の両親家庭の親子を対象にレクリエーションにふさわしい日帰り施設を指定し、低額な料金で利用できるようにすることにより、子どもの心の成長を促し、児童の健全育成を図ります。	子ども家庭課
27	家庭相談センター事業（母子・父子福祉相談、女性相談）	母子・父子自立支援員を配置し、自立に努める母子・父子家庭の母親・父親・寡婦を援助します。	子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	所管課
28	母子等緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子及び女性等が適切な施設に入所できない場合、指定施設で一時的な保護を行います。	子ども家庭課
29	児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ（学童クラブを含む）	児童の健全な育成を図るため、主として18歳未満の児童が自由に来館できる施設です。また、施設内に学童クラブが併設されています。	子ども家庭課
30	放課GO→クラブ・学童クラブ	放課後等に学校施設を活用し学習、スポーツ、遊びなどの活動を行います。また、学校施設や民間ビル等を活用し保護者が就労等の理由で保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供します。	子ども家庭課
31	子ども110番	子どもが不審者等から追いかけられた場合に、子ども110番協力者が子どもを保護し、警察や保護者に通報します。	子ども家庭課
32	みなとキャンプ村	青少年対策地区委員会と区の共催で、夏休みにキャンプを行います。	子ども家庭課
33	ひきこもり対策	東京都の「ひきこもりサポートネット事業」及び関係課と連携し、ひきこもり相談に対応します。また、保健所と共催で、ひきこもりに関する「子ども・若者講演会」を開催します。	子ども家庭課
34	障害児夏季休業日支援	保護者の就労等により家庭で保護を受けられない障害児を対象に、児童館等において、夏季休業日等に適切な遊び及び生活の場を提供します。	子ども家庭課
35	子どもの居場所づくりチャレンジ事業	各子ども中高生プラザ及び児童高齢者交流プラザにおいて、協働と参画により、それぞれの施設が従来の子どもの遊びと生活の場の提供から一歩踏み出した事業を実施します。	子ども家庭課
36	青少年問題協議会	青少年問題に対処するために設置された区長の付属機関として「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、関係機関と地域活動組織等の連絡調整を行います。	子ども家庭課
37	青少年対策地区委員会活動支援	区立中学校区域ごとに設置され、地域における青少年対策の推進母体である青少年対策地区委員会の活動を支援します。	子ども家庭課
38	子ども会活動助成	港区子ども会連合会に加盟する子ども会に指導者謝礼を助成し、年1回の子ども会連合会統一事業を共催で開催します。	子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	所管課
39	保育園（認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、認証保育所）	保護者が仕事や病気など、保育の必要性に応じた認定を受けたとき、保護者に代わって児童を保育します。	保育課
40	病児・病後児保育	乳幼児が病気の回復期等にあるため、集団保育の困難な期間、病児・病後児保育室において一時保育します。	保育課
41	一時保育	在宅で育児をしている方が、仕事、出産等やむを得ない場合またはリフレッシュしたいときなど、一時的に保育します。	保育課
42	在宅子育て家庭への支援	在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育ての情報を提供するとともに、「園庭解放」、「保育園であそぼう」などの事業を実施します。	保育課
43	居宅訪問型保育事業（障害児訪問事業）	医療的ケアが必要で傷害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難である幼児の居宅において、1対1の保育を行います。	保育課
44	子ども家庭支援センター事業	子どもと子育てに関する総合相談、子育て講座の開催、子育てサークル等の支援を行います。	子ども家庭支援センター
45	養育支援訪問事業	養育の支援が必要と判断した世帯に対して、養育に関する専門的な指導及び助言に基づき、必要な支援を行います。	子ども家庭支援センター
46	要保護児童対策地域協議会事業	児童に関する地域の様々な関係機関が連携し、ネットワークを構築することで児童虐待の未然防止や要保護児童等の早期発見及び適切な支援を図ります。また、児童虐待防止等の啓発活動を実施するなど、児童虐待対策を推進します。	子ども家庭支援センター
47	ソーシャルワーク業務（要保護児童等の相談、支援）	児童虐待をはじめとする要保護児童等に関する相談・通告を受け、子どもの安全確認や調査を迅速に行い、対応します。関係機関との情報共有や、子どもとの面接、家庭訪問などにより、養育状況を把握し、必要な支援につなげます。また、要保護・要支援家庭の保護者に対し、医療機関と連携した保護者支援プログラムを実施し、より専門的に支援します。	子ども家庭支援センター
48	子育てコーディネーター事業	区内在住の児童及びその保護者、妊婦を対象に、子育てや子どもの成長発達に関する悩みや不安に寄り添い、相談・支援を行い、適切な専門機関や行政サービスにつなげます。	子ども家庭支援センター

No.	事業名	事業内容	所管課
49	子ども相談ねっと事業	区内在住の児童を対象に、スマートフォン・携帯電話・パソコンを使って、困りごとや不安、悩みを24時間受け付け、原則2、3日以内（遅くとも1週間以内）に回答します。	子ども家庭支援センター
50	育児サポート事業(育児サポート子むすび)	0歳から小学6年生までの児童の育児支援が必要な人と育児の協力をする人をマッチングし、子育てで支援をおこないます。	子ども家庭支援センター
51	子育てひろば・乳幼児一時預かり	地域の子育て家庭の親とその子どもが集える場所を提供し、相互交流の促進や育児不安等に関する相談、援助を行います。また、理由を問わず乳幼児を一時的に預かります。	子ども家庭支援センター
52	みなと子育てサポートハウス事業	子育てひろば事業や一時預かり事業、様々な子育て講座、子育て関連情報の提供などを実施します。また、子育てを支援する人材を育成し、地域における子育て家庭の交流を支援します。	子ども家庭支援センター
53	派遣型一時保育	保護者の事情により、一時的に保育が必要となる場合等に、児童の自宅等に保育者（子育て支援員）を派遣して保育を行います。	子ども家庭支援センター
54	みなと子育て応援プラザ(Pokke)	さまざまな子育てに関するニーズに対応するため、子育てひろば事業や一時預かり事業の実施のほか、生後6か月から15歳（中学3年生）までの子どもを夜間に預かるトワイライトステイ事業、生後10か月から15歳（中学校3年生）までの子どもを宿泊を伴い預かるショートステイ事業を実施します。また、特に支援が必要な要支援家庭を対象に、最長14日間のショートステイ事業を実施します。	子ども家庭支援センター
55	みなと保育サポート事業	パートタイム、育児短時間勤務等、家庭における保育が困難となる児童を対象として、1日8時間以内で、1か月160時間を上限に必要な保育を実施します。	子ども家庭支援センター
56	出産・子育て応援メール配信事業	区内在住の妊婦と家族、3歳未満の乳幼児の家族等を対象に、妊娠・出産・子育てに関する情報と区の情報定期的にメールで配信します。	子ども家庭支援センター
57	乳幼児ショートステイ事業	保護者が疾病や出産・仕事・家族の介護等により、乳幼児を養育することが困難な場合に、児童福祉施設で、短期間（7日間）宿泊を伴う養育を行います。	子ども家庭支援センター

No.	事業名	事業内容	所管課
58	親支援プログラム	ファシリテーターとともに、少人数の保護者のグループの中で自らの子育てを振り返りながら、安心して子育てができる方法を考える講座を実施しています。	子ども家庭支援センター
59	産前産後家事・育児支援事業	区内在住の妊娠中又は出産直後に日常生活にお困りの家庭に対して、ホームヘルパー又は母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が訪問し、家事又は育児支援を行います。	子ども家庭支援センター
60	産後要支援母子ショートステイ	出産直後に、家族等から母体の回復及び育児に係る援助を受けることができない等の理由により、体調不良や子育てに対して強い不安や孤立感を抱えるなど特に支援を要する母子に対して、病院、助産院等に宿泊して、母体及び乳児のケア、授乳指導、育児相談等の支援を行います。	子ども家庭支援センター
61	港区地域こぞって子育て懇談会	港区の子育て・子育て環境向上のため、子育て当事者と子育て支援者、学生等がともにネットワークを作り、多様な課題提起と対話の場を提供します。	子ども家庭支援センター
62	区民向け住宅使用料算定時の寡婦控除のみなし適用	区民向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）の住宅使用料について、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、寡婦（寡夫）控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定します。	住宅課
63	学びの未来応援家庭教育講座	子育てや家庭学習定着等に関する講座の開催により、家庭教育の啓発及び受講者同士の交流を図ることで児童・生徒の養育環境の改善を目指します。	教育指導課
64	学びの未来応援教員研修	支援を必要とする学力や親子関係、療育に課題を抱えた児童・生徒とその保護者の状況を的確に把握し、必要な支援を早期に実施できるよう教員を対象に研修を実施します。	教育指導課
65	学びの未来応援ケース会議	学校で解決が図れない学力や家庭教育面で支援を必要とする対象児童・生徒について、教育心理学者、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等で構成する会議で解決方法を検討します。	教育指導課

No.	事業名	事業内容	所管課
66	小・中学校スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー事業	各小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、学校教育相談体制の充実を図るとともに、各学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣し、教育と福祉の両面から、不登校や虐待などの問題解決を図ります。	教育指導課

(3) 経済的安定の支援

No.	事業名	事業内容	所管課
1	女性のための再就職支援セミナー・就職面接会	ハローワーク品川と共催で、女性を対象とした再就職に向けてのセミナーと就職面接会を開催します。	産業振興課
2	障害児福祉手当	20歳未満で、常時介護（原則医師の診断書に基づき判定）を必要としている者に月額14,790円の手当を支給します。	障害者福祉課
3	心身障害者福祉手当	児童育成（障害）手当受給者以外で一定の障害の程度にある者及び難病医療費助成を受けている者に対し、受給事由に応じて15,500円、7,750円を支給します。	障害者福祉課
4	重度心身障害者手当	常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する知的障害、重度の身体及び知的障害、重度の肢体不自由の者に対し、月額60,000円の手当を支給します。	障害者福祉課
5	障害者総合支援法自己負担金軽減事業	複数の障害サービス等の利用者に対し、利用者負担額の軽減を行います。	障害者福祉課
6	生活保護事業 （児童養育加算）	第一子及び第二子の3歳に満たない児童に対しては13,300円、3歳以上高等学校等修了前の者については10,000円、第三子以降は小学校修了前の児童は13,300円、小学校修了後高等学校等修了前の児童は10,000円支給されます。	生活福祉調整課
	生活保護事業 （母子加算）	居宅基準として、児童1人は21,400円、2人の場合に2,800円加算され、3人以上の場合に1人増すごとに1,600円加算されます。	
7	求人開拓事業	生活保護受給者に対して、職業紹介を行います。	生活福祉調整課
8	生活保護受給者への就労支援事業	生活保護受給者に対して、就労支援員が就労に関する様々な支援を行います。	生活福祉調整課

No.	事業名	事業内容	所管課
9	生活保護受給者への就労準備支援事業	就労に対する不安が大きかったり、他人とのコミュニケーションが苦手なためすぐに一般就労に就くことが難しいと見込まれる生活保護受給者に対して、生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行います。	生活福祉調整課
10	生活保護受給者等就労促進事業	ハローワークと連携し、生活保護受給者、生活困窮者の就労を支援します。	生活福祉調整課
11	生活困窮者への就労準備支援事業	就労に対する不安が大きかったり、他人とのコミュニケーションが苦手なためすぐに一般就労に就くことが難しいと見込まれる生活困窮者に対して、生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行います。	生活福祉調整課
12	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父又は母が、就労する際に必要な対象講座を受講した場合に経費の一部を支給します。	子ども家庭課
13	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の父又は母が、対象資格の取得のため1年以上の養成機関に修学する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。	子ども家庭課
14	ひとり親家庭就労支援事業	産業カウンセラーの資格を有する就労支援員が、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施し、求職情報、区の制度、ハローワークの制度等を情報提供し、就労支援を行います。	子ども家庭課
15	学童クラブおやつ代等助成	生活保護世帯を対象に、学童クラブのおやつ代等を助成します。	子ども家庭課
16	児童扶養手当	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童（中度以上の障害の程度にある20歳未満の児童を含む）を養育するひとり親または養育者に手当を支給します。	子ども家庭課
17	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、世帯の住民税課税状況により、本人負担分の医療費の全部、又は一部（但し、入院時の食事療養標準負担額を除く）を助成します。	子ども家庭課
18	児童育成手当	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童を養育するひとり親または養育者に手当を支給します（育成手当）。また、満20歳未満の一定の障害がある児童の養育者に手当を支給します（障害手当）。	子ども家庭課
19	港区女性福祉資金貸付	寡婦・未婚女性などの配偶者のいない女性や要保護女性に各種資金の貸付を行います。	子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	所管課
20	児童手当	区内に住所を有する児童の保護者が、中学校修了までの児童を養育しているときに手当を支給します。	子ども家庭課
21	子ども医療費助成	子どもを養育している者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。	子ども家庭課
22	保育料（減免）	収入の減少、病気や災害等での特定の支出の著しい増加などにより、保育料の支払が困難になった場合、保育料の減額制度が適用されることがあります。	保育課
23	保育料 寡婦（寡夫）みなし適用	婚姻歴のないひとり親世帯（児童扶養手当受給者）において、保育料の税法上の寡婦（寡夫）控除のみなし適用を行います。	保育課
24	産前産後・家事育児支援事業	産前産後家事・育児支援サービス利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	子ども家庭支援センター
25	みなと保育サポート利用料	生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税のうち所得税割課税額が 77,101 円未満のひとり親世帯については、利用料を無料とします。また、幼稚園、保育園等同一世帯の 2 人以上の児童が利用している場合、2 人目以降の児童の利用料を無料とします。	子ども家庭支援センター
26	Pokke トワイライトステイ・ショートステイ利用料減免	Pokke で実施しているトワイライトステイ、ショートステイ利用料金を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	子ども家庭支援センター
27	乳幼児ショートステイ事業利用料減免	乳幼児ショートステイの利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	子ども家庭支援センター
28	派遣型一時保育（病後児保育・新生児保育）利用料助成	派遣型一時保育において、生活保護世帯及び住民税非課税世帯が病後時保育・新生児保育を利用した際、生活保護世帯は利用料の金額（1 か月上限 10,000 円）、住民税非課税世帯は利用料金の 1/2 を助成（1 か月上限 10,000 円）します。	子ども家庭支援センター
29	粗大ごみ等減免措置	児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者に対する粗大ごみ等処理手数料の減免措置を行います。	みなとリサイクル清掃事務所

No.	事業名	事業内容	所管課
30	学習活動支援保護者負担軽減事業	区立小・中学校において使用する補助教材費や学校給食の精米購入費、区立幼稚園における未就園児に対する施設・園庭開放に必要な消耗品購入経費等を公費負担することにより、学習活動の支援を行うとともに保護者の負担軽減を図っています。	学務課
31	幼稚園保育料	生活保護世帯、区市町村民税所得割非課税世帯の保育料を無料とするほか、世帯の所得状況に応じた階層区分により保育料を決定しています。併せて、多子世帯の経済的負担軽減のため、小学校3年生までの兄弟がいる園児の保育料を無料としています。	学務課
32	幼稚園保育料の算定における寡婦（寡夫）控除みなし適用	保育料算定の基礎となる区市町村民税所得割課税額の計算に当たり、婚姻歴のないひとり親世帯（児童扶養手当受給者）について、税法上の寡婦（寡夫）控除の適用があるものとみなして算定します。	学務課
33	就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に学用品費等の必要な援助を行います。	学務課
34	特別支援学級就学奨励費	特別支援学級に在籍する児童・生徒の就学に関する経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力に応じた就学経費を援助します。	学務課

（４）地域で子どもの未来を応援する体制の整備

No.	事業名	事業内容	所管課
1	子どもの未来応援施策理解促進事業	子どもの未来応援施策を推進するため、区民等に対し、子どもの貧困対策に関する理解を促進するための講座等を開催します。	生活福祉調整課
2	学習ボランティア養成事業	区内の子どもたちが基礎的・基本的な学力を定着させられるように援助する学習ボランティアを養成します。	生活福祉調整課
3	子どもの孤食解消と保護者支援	子ども食堂運営団体と地域の民間企業が連携するネットワーク化を推進し、そのネットワークから得られた寄付金や提供物資を子ども食堂運営団体へ循環させるシステムを構築します。子ども食堂の開催場所や開催回数を増やすことで、子どもの孤食解消を図ります。	子ども家庭課